

2.2 社会的状況

社会的状況としての人口分布等の統計的な項目については、長野広域連合圏域の市町村を対象とした。また、対象事業実施区域周辺の状況を把握する項目については、対象事業実施区域を中心とする概ね半径4km範囲を基本として調査を行った。

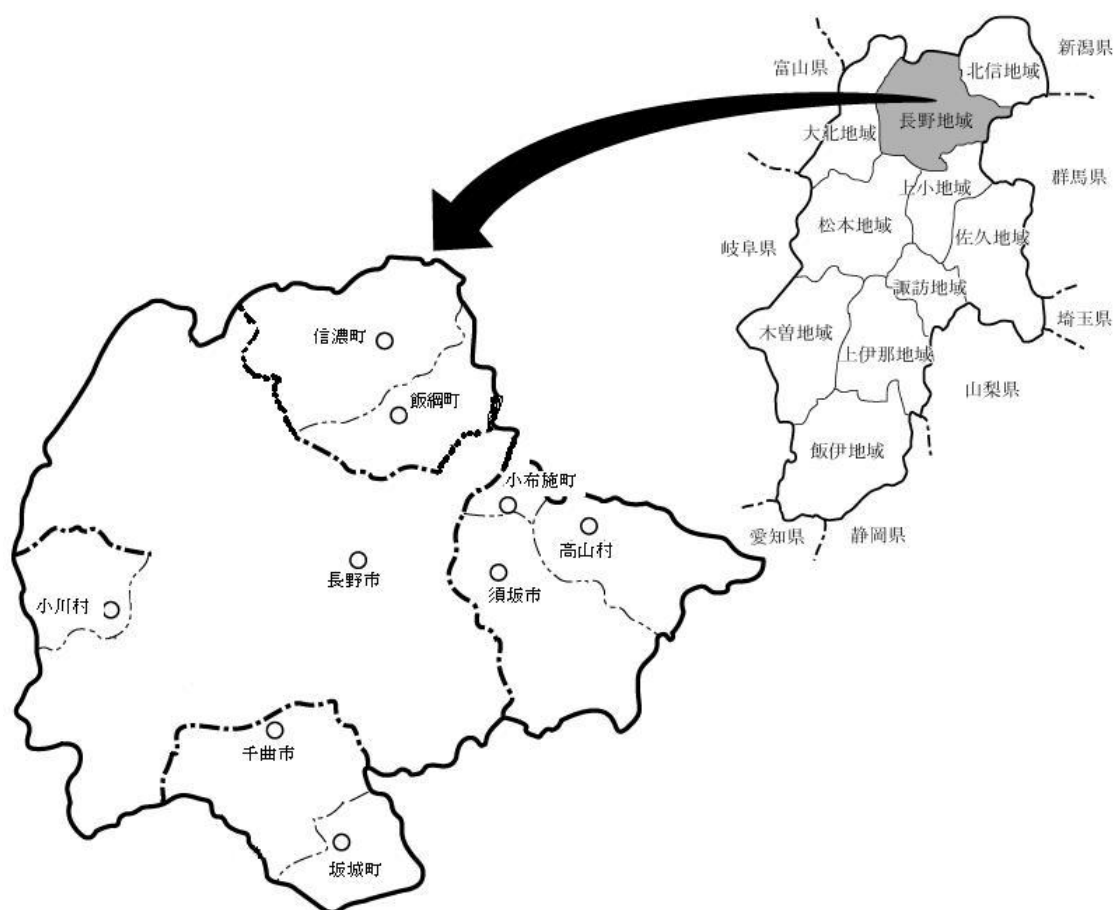
2.2.1 人口及び産業の状況

1 行政区画の状況

本連合を構成する市町村の位置は、図2-2-1に示すとおりである。

「ごみ処理広域化基本計画」に基づき、本連合を構成する9市町村のうち小布施町を除く8市町村（長野市、須坂市、千曲市、坂城町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町）による広域的な枠組みで、ごみ処理が行われている。

なお、長野市内の豊野地区については、平成17年1月1日に旧豊野町が長野市に合併した地区であるが、ごみ焼却、最終処分及びし尿処理は、本連合の管外の北信保健衛生施設組合で行っている。



出典：長野広域連合資料

図 2-2-1 本連合を構成する市町村の位置

2 人口・世帯数の状況

本連合管内の人口及び世帯数の推移は表2-2-1、表2-2-2及び図2-2-2に示すとおりである。

全体としては、本連合管内の人口は緩やかな減少傾向にある。また、世帯数はほぼ横ばい傾向を示している。

表 2-2-1 人口（各年 10 月 1 日現在）

単位：人

市町村名 \ 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
千曲市	62,603	62,068	61,798	61,587	61,193
長野市	377,023	381,511	380,768	379,867	378,882
信州新町	5,022	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ
中条村	2,282	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ
須坂市	52,667	52,168	51,924	51,549	51,234
坂城町	15,903	15,730	15,568	15,310	15,085
小布施町	11,135	11,072	11,048	11,001	10,954
信濃町	9,340	9,238	9,120	8,967	8,761
飯綱町	11,995	11,865	11,661	11,483	11,372
小川村	3,091	3,041	2,980	2,941	2,905
高山村	7,455	7,563	7,464	7,410	7,354
計	558,516	554,256	552,331	550,115	547,740

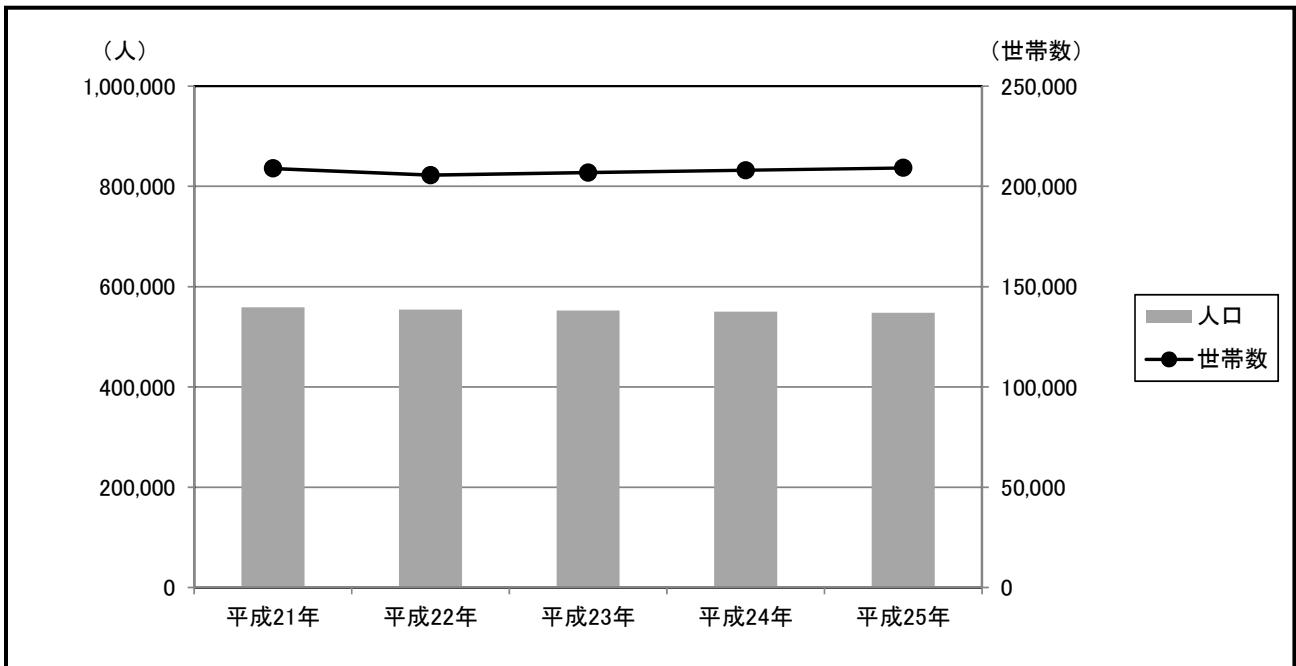
出典：「市町村別人口と世帯（各年10月1日）」（長野県ホームページ）

表 2-2-2 世帯数（各年 10 月 1 日現在）

単位：世帯

市町村名 \ 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
千曲市	21,849	21,449	21,565	21,747	21,877
長野市	145,935	146,520	147,510	148,430	149,437
信州新町	1,979	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ
中条村	932	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ
須坂市	18,477	18,106	18,179	18,254	18,352
坂城町	5,563	5,505	5,526	5,504	5,475
小布施町	3,521	3,511	3,535	3,579	3,578
信濃町	3,293	3,247	3,270	3,260	3,251
飯綱町	3,833	3,788	3,793	3,785	3,821
小川村	1,197	1,152	1,146	1,136	1,125
高山村	2,306	2,288	2,285	2,284	2,289
計	208,885	205,566	206,809	207,979	209,205

出典：「市町村別人口と世帯（各年10月1日）」（長野県ホームページ）



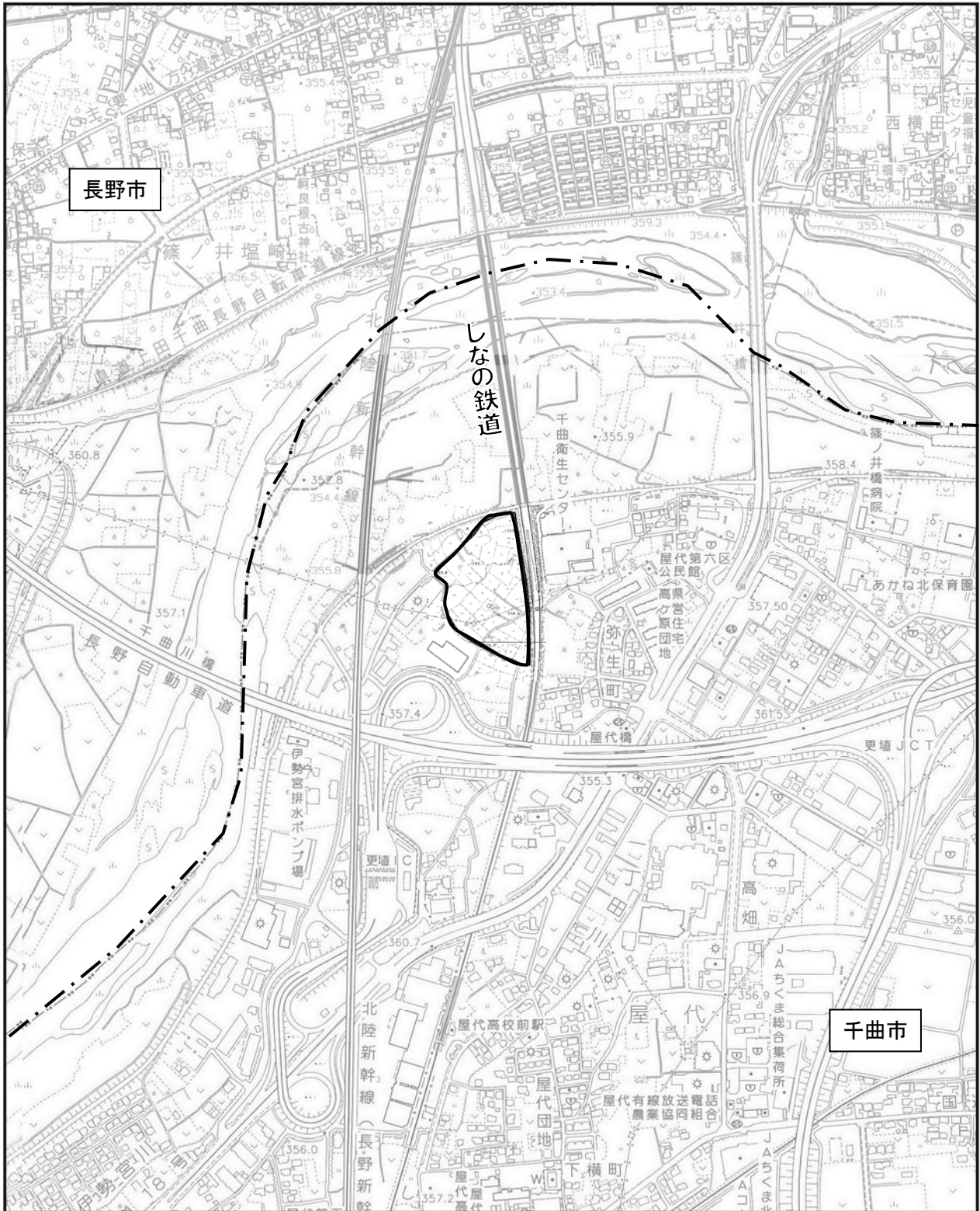
出典：「市町村別人口と世帯（各年10月1日）」（長野県ホームページ）を基に作成

図 2-2-2 本連合管内の人口及び世帯数の推移（各年 10 月 1 日現在）

3 住宅等の分布

対象事業実施区域周辺の住宅等の分布状況は図2-2-3のとおりである。

対象事業実施区域から東側にしなの鉄道を隔て住宅が分布し、南側にも長野自動車道を隔て数戸の住宅が分布している。

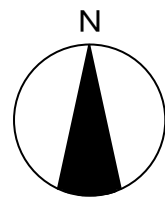


凡 例

□ 対象事業実施区域

- · - 市境

この地図は、10,000分の1「千曲市No.1」（平成20年8月 千曲市）、
「長野市19-8」（平成20年5月 長野市）に加筆したものである。



0 100m 200m 400m

図 2-2-3 対象事業実施区域周辺の住宅等分布状況

4 産業別就業者数の推移

本連合管内における産業別就業者数の推移は表2-2-3に、直近の調査である平成22年の内訳の詳細は表2-2-4(1), (2)に示すとおりである。

表 2-2-3 産業別（大分類）就業者数の推移

単位：人

市町村名		年次	就業人口				合計
現在	旧		第1次産業	第2次産業	第3次産業	その他	
千曲市	-	平成22年	2,225	10,009	17,595	135	29,964
		平成17年	3,266	11,228	18,188	191	32,873
		平成12年	-	-	-	-	-
	更埴市	平成22年	千曲市へ	千曲市へ	千曲市へ	千曲市へ	千曲市へ
		平成17年	千曲市へ	千曲市へ	千曲市へ	千曲市へ	千曲市へ
		平成12年	2,066	7,664	10,756	15	20,501
	戸倉町	平成22年	千曲市へ	千曲市へ	千曲市へ	千曲市へ	千曲市へ
		平成17年	千曲市へ	千曲市へ	千曲市へ	千曲市へ	千曲市へ
		平成12年	817	3,979	4,999	1	9,796
	上山田町	平成22年	千曲市へ	千曲市へ	千曲市へ	千曲市へ	千曲市へ
		平成17年	千曲市へ	千曲市へ	千曲市へ	千曲市へ	千曲市へ
		平成12年	529	1,157	2,134	0	3,820
長野市	長野市	平成22年	12,548	40,276	128,977	14,007	195,808
		平成17年	15,393	43,603	130,693	5,211	194,900
		平成12年	13,855	50,705	123,931	2,964	191,455
	鬼無里村	平成22年	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ
		平成17年	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ
		平成12年	359	408	573	0	1,340
	戸隠村	平成22年	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ
		平成17年	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ
		平成12年	855	655	1,565	1	3,076
	大岡村	平成22年	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ
		平成17年	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ
		平成12年	299	226	317	2	844
	豊野町	平成22年	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ
		平成17年	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ
		平成12年	1,359	1,432	2,835	6	5,632
	信州新町	平成22年	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ
		平成17年	724	846	1,389	0	2,959
		平成12年	742	1,125	1,437	0	3,304
中条村	平成22年	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ	
	平成17年	342	299	577	5	1,223	
	平成12年	421	474	644	0	1,539	
須坂市	平成22年	3,072	7,727	14,679	718	26,196	
	平成17年	3,678	9,245	14,985	51	27,959	
	平成12年	3,619	11,384	14,421	41	29,465	
坂城町	平成22年	626	3,425	3,562	32	7,645	
	平成17年	856	3,962	3,751	34	8,603	
	平成12年	978	4,793	3,541	10	9,322	
小布施町	平成22年	1,488	1,593	3,106	71	6,258	
	平成17年	1,592	1,865	3,203	15	6,675	
	平成12年	1,587	2,149	2,997	5	6,738	
信濃町	平成22年	626	1,259	2,740	41	4,666	
	平成17年	883	1,513	2,891	30	5,317	
	平成12年	798	1,863	2,997	2	5,660	
飯綱町	-	平成22年	1,717	1,549	3,478	43	6,787
		平成17年	2,005	1,816	3,625	57	7,503
		平成12年	-	-	-	-	-
	牟礼村	平成22年	飯綱町へ	飯綱町へ	飯綱町へ	飯綱町へ	飯綱町へ
		平成17年	飯綱町へ	飯綱町へ	飯綱町へ	飯綱町へ	飯綱町へ
		平成12年	830	1,178	2,290	2	4,300
三水村	平成22年	飯綱町へ	飯綱町へ	飯綱町へ	飯綱町へ	飯綱町へ	
	平成17年	飯綱町へ	飯綱町へ	飯綱町へ	飯綱町へ	飯綱町へ	
	平成12年	1,210	909	1,277	0	3,396	
小川村	平成22年	253	414	752	3	1,422	
	平成17年	524	513	792	1	1,830	
	平成12年	446	692	790	0	1,928	
高山村	平成22年	812	1,318	1,981	15	4,126	
	平成17年	964	1,526	1,933	10	4,433	
	平成12年	974	1,829	1,816	8	4,627	

出典：長野県統計情報データベース（長野県ホームページ）
 国勢調査（平成12年、17年、22年）

表 2-2-4(1) 産業別大分類就業者数 (平成 22 年)

単位：人

市町村名	千曲市	長野市	須坂市	坂城町	小布施町	信濃町	飯綱町	小川村	高山村	広域圏 合計
農業	2,197	12,251	3,050	619	1,487	604	1,707	244	805	22,964
林業	20	294	21	6	1	22	10	9	7	390
漁業	8	3	1	1	0	0	0	0	0	13
小計	2,225	12,548	3,072	626	1,488	626	1,717	253	812	23,367
鉱業、採石業、砂利採取業	8	56	11	3	2	0	0	0	1	81
建設業	2,220	15,819	2,047	499	443	444	588	179	403	22,642
製造業	7,781	24,401	5,669	2,923	1,148	815	961	235	914	44,847
小計	10,009	40,276	7,727	3,425	1,593	1,259	1,549	414	1,318	67,570
電気・ガス・熱供給・水道業	83	1,202	104	10	11	19	33	5	15	1,482
情報通信業	454	6,115	414	68	80	55	91	8	49	7,334
運輸業、郵便業	1,367	9,119	1,203	250	187	179	256	54	168	12,783
卸売業、小売業	4,640	32,414	3,754	949	834	569	848	185	480	44,673
金融業、保険業	557	6,656	545	129	101	41	98	14	49	8,190
不動産業、物品賃貸業	266	2,727	174	39	28	43	27	9	19	3,332
学術研究、専門・技術サービス業	534	5,666	574	144	97	88	114	20	63	7,300
宿泊業、飲食サービス業	1,944	10,713	1,248	304	268	533	240	68	244	15,562
生活関連サービス業、娯楽業	1,172	6,490	788	264	173	198	221	33	107	9,446
教育・学習支援業	1,206	8,384	864	231	263	145	241	39	107	11,480
医療・福祉	3,016	19,929	2,773	678	609	454	762	148	369	28,738
複合サービス事業	287	1,621	204	68	85	50	81	19	41	2,456
サービス業（他に分類されないもの）	1,177	10,936	1,174	249	222	231	261	86	180	14,516
公務（他に分類されるものを除く）	892	7,005	860	179	148	135	205	64	90	9,578
小計	17,595	128,977	14,679	3,562	3,106	2,740	3,478	752	1,981	176,870
分類不能の産業	135	14,007	718	32	71	41	43	3	15	15,065
合計	29,964	195,808	26,196	7,645	6,258	4,666	6,787	1,422	4,126	282,872

出典：長野県統計情報データベース（長野県ホームページ）

国勢調査（平成22年）

表 2-2-4(2) 産業別大分類就業者の割合（平成 22 年）

単位：%

市町村名	千曲市	長野市	須坂市	坂城町	小布施町	信濃町	飯綱町	小川村	高山村	広域圏 合計
農業	7.33	6.26	11.64	8.10	23.76	12.94	25.15	17.16	19.51	8.12
林業	0.07	0.15	0.08	0.08	0.02	0.47	0.15	0.63	0.17	0.14
漁業	0.03	0.00	0.00	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
小計	7.43	6.41	11.73	8.19	23.78	13.42	25.30	17.79	19.68	8.26
鉱業、採石業、砂利採取業	0.03	0.03	0.04	0.04	0.03	0.00	0.00	0.00	0.02	0.03
建設業	7.41	8.08	7.81	6.53	7.08	9.52	8.66	12.59	9.77	8.00
製造業	25.97	12.46	21.64	38.23	18.34	17.47	14.16	16.53	22.15	15.85
小計	33.40	20.57	29.50	44.80	25.46	26.98	22.82	29.11	31.94	23.89
電気・ガス・熱供給・水道業	0.28	0.61	0.40	0.13	0.18	0.41	0.49	0.35	0.36	0.52
情報通信業	1.52	3.12	1.58	0.89	1.28	1.18	1.34	0.56	1.19	2.59
運輸業、郵便業	4.56	4.66	4.59	3.27	2.99	3.84	3.77	3.80	4.07	4.52
卸売業、小売業	15.49	16.55	14.33	12.41	13.33	12.19	12.49	13.01	11.63	15.79
金融業、保険業	1.86	3.40	2.08	1.69	1.61	0.88	1.44	0.98	1.19	2.90
不動産業、物品賃貸業	0.89	1.39	0.66	0.51	0.45	0.92	0.40	0.63	0.46	1.18
学術研究、専門・技術サービス業	1.78	2.89	2.19	1.88	1.55	1.89	1.68	1.41	1.53	2.58
宿泊業、飲食サービス業	6.49	5.47	4.76	3.98	4.28	11.42	3.54	4.78	5.91	5.50
生活関連サービス業、娯楽業	3.91	3.31	3.01	3.45	2.76	4.24	3.26	2.32	2.59	3.34
教育・学習支援業	4.02	4.28	3.30	3.02	4.20	3.11	3.55	2.74	2.59	4.06
医療・福祉	10.07	10.18	10.59	8.87	9.73	9.73	11.23	10.41	8.94	10.16
複合サービス事業	0.96	0.83	0.78	0.89	1.36	1.07	1.19	1.34	0.99	0.87
サービス業（他に分類されないもの）	3.93	5.59	4.48	3.26	3.55	4.95	3.85	6.05	4.36	5.13
公務（他に分類されるものを除く）	2.98	3.58	3.28	2.34	2.36	2.89	3.02	4.50	2.18	3.39
小計	58.72	65.87	56.04	46.59	49.63	58.72	51.25	52.88	48.01	62.53
分類不能の産業	0.45	7.15	2.74	0.42	1.13	0.88	0.63	0.21	0.36	5.33
合計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

備考）産業3部門別（小計）の割合は、「分類不能の産業」を含んで計算しているため国勢調査の割合と異なる。

出典：長野県統計情報データベース（長野県ホームページ）

国勢調査（平成22年）

2.2.2 交通の状況

対象事業実施区域及びその周囲の主な道路及び鉄道の路線図は、図2-2-4に示すとおりである。

1 道路

対象事業実施区域及びその周囲の主な道路として、上信越自動車道、長野自動車道、国道18号、国道403号が挙げられる。また、対象事業実施区域の南側には更埴インターチェンジが、南東には更埴ジャンクションが存在している。

対象事業実施区域及びその周囲における平成22年度道路交通センサス調査（全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査）の調査結果は表2-2-5に、対象路線は図2-2-4に示すとおりである。最寄の交通量観測地点における平日12時間交通量は、長野自動車道（区間番号00340）で20,817台、国道18号（区間番号10090）で36,043台となっている。

2 鉄道

対象事業実施区域及びその周囲の鉄道としては、JR東日本の北陸（長野）新幹線、篠ノ井線及びしなの鉄道がある。対象事業実施区域の東側をしなの鉄道が、西側を北陸（長野）新幹線が走っている。

表 2-2-5 道路交通センサ調査結果（平成 22 年度）

交通量 調査単位 区間番号	路線名	交通量観測地点地名	平日 12 時間交通量 (台)	休日 12 時間交通量 (台)
00330	長野自動車道	姨捨 SIC～更埴	19,058	27,914
00340	長野自動車道	更埴～更埴 JCT	20,817	28,963
10090	一般国道 18 号	千曲市大字屋代	36,043	16,503
13100	一般国道 403 号	-	7,757	-
13110	一般国道 403 号	-	7,757	-
13120	一般国道 403 号	千曲市大字土口	7,673	-
13130	一般国道 403 号	千曲市大字屋代 1000	6,580	-
13140	一般国道 403 号	-	6,771	-
13150	一般国道 403 号	千曲市大字野高場 1755-8	10,271	-
13160	一般国道 403 号	千曲市大字桑原東区 625-2	2,504	-
42430	長野信州新線	-	11,571	-
42440	長野信州新線	長野市篠ノ井二ッ柳南善司坊 607-1	11,611	-
42450	長野信州新線	-	11,472	-
42480	長野信州新線	長野市篠ノ井塩崎秋葉山	1,894	-
42570	長野上田線	-	18,440	-
42580	長野上田線	-	18,440	-
42590	長野上田線	-	18,440	-
42600	長野上田線	長野市篠ノ井塩崎山崎 3070	3,164	-
42610	長野上田線	長野市篠ノ井塩崎	7,149	-
42620	長野上田線	千曲市大字八幡新宿 3333	4,770	-
43060	戸隠篠ノ井線	長野市篠ノ井布施五明 755-2	2,749	-
43070	戸隠篠ノ井線	-	4,224	-
43080	戸隠篠ノ井線	-	4,224	-
43090	戸隠篠ノ井線	-	4,189	-
63020	森篠ノ井線	千曲市大字雨宮 1487-2	2,336	-
63040	屋代停車場線	千曲市大字小島 3137	2,004	-
63090	姨捨停車場線	千曲市大字新田 733-2	12,824	-
63880	犀口下居返線	長野市岡田元組 1157-5	4,940	-
63910	松代篠ノ井線	長野市篠ノ井東福寺上組 585-17	2,978	-
63920	松代篠ノ井線	-	2,794	-
63930	松代篠ノ井線	-	2,794	-
63940	清野篠ノ井停車場	長野市松代町岩野	3,423	-
63950	清野篠ノ井停車場	-	3,866	-
63960	清野篠ノ井停車場	-	11,571	-
64040	白石千曲線	千曲市大字屋代 435-5	6,183	-
64140	川口田野口篠ノ井	-	588	-
64160	稻荷山停車場線	-	4,443	-
64790	川合川中島線	長野市稲里町田牧広栄 394-4	4,732	-

備考) 1. 「-」 観測なし

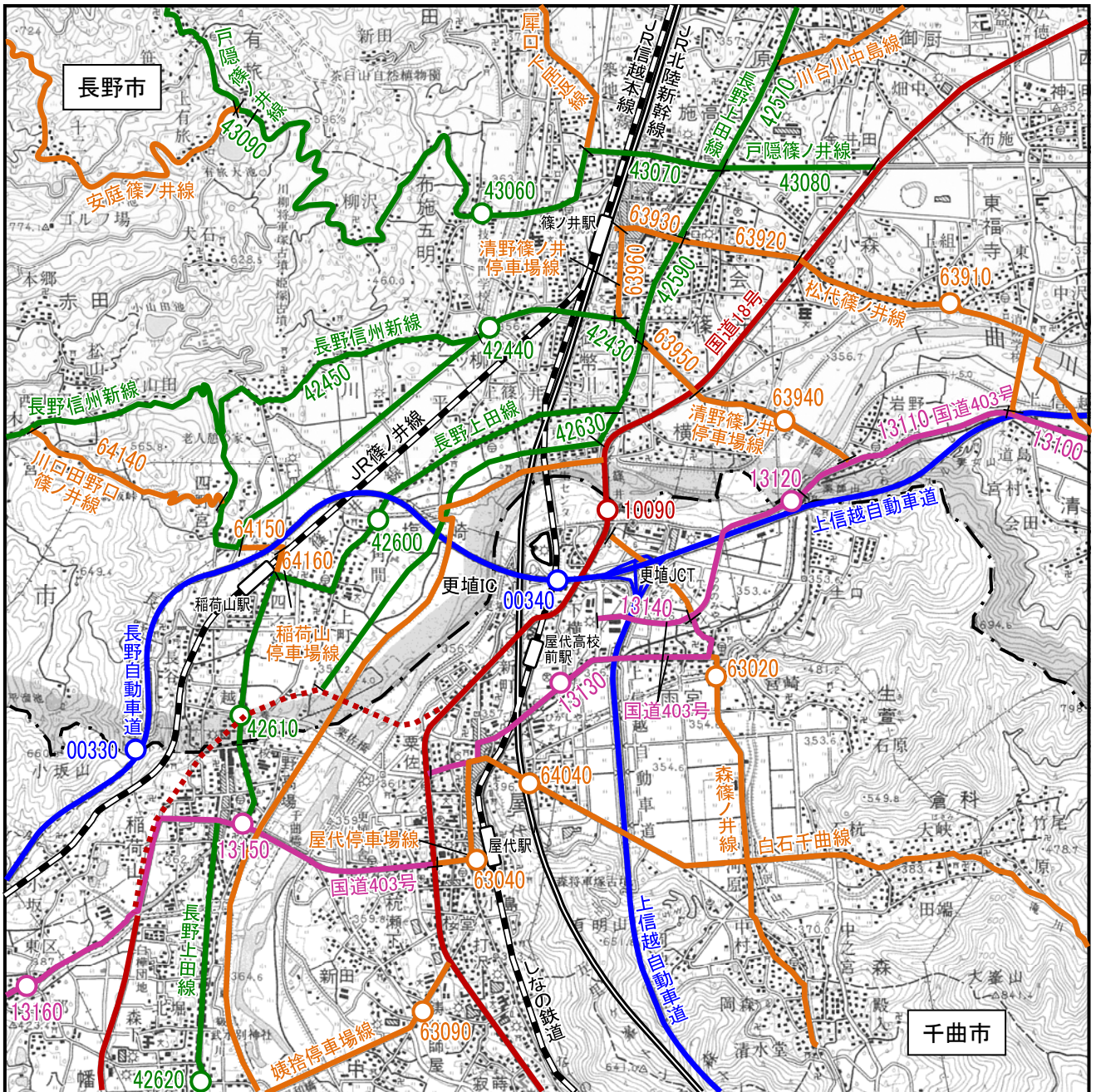
2. 斜体で示した交通量は、推定値である。

3. 12時間交通量：午前7時～午後7時








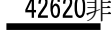



出典：「平成22年度道路交通センサ報告書」（長野県ホームページ）

「平成22年度全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサ）一般交通量調査」

（国土交通省道路局ホームページ）



凡 例

- | | | | |
|---|-------------|---|------------|
|  | 対象事業実施区域 |  | 鉄道 |
|  | 市境 |  | 新幹線 |
|  | 高速自動車国道 |  | 交通量観測地点 |
|  | 一般国道（指定区間） |  | 42620非観測区間 |
|  | 一般国道（指定区間外） | | |
|  | 主要地方道 | | |
|  | 一般県道 | | |

注：表 2-2-5 に示す区間番号 63880 及び 64790 については、評価区間の一部は図面の範囲内に含まれるものの、調査地点は範囲外であるため図示していない。

出典：「平成 22 年度道路交通センサス 交通量図」（長野県ホームページ）を基に作成。
この地図は、50,000 分の 1「千曲市全区」（平成 20 年 8 月 千曲市）及び国土地理院 50,000 分の 1「長野」（平成 10 年 2 月）を使用したものである。

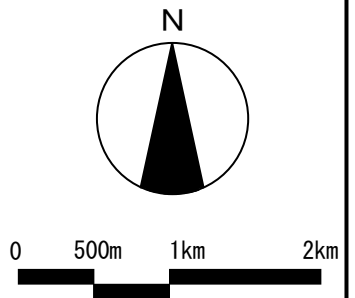


図 2-2-4 対象事業実施区域及びその周囲における道路交通網及び交通量観測地点

2.2.3 土地利用の状況

1 土地利用

本連合管内における土地利用状況は表2-2-6に示すとおりである。本連合管内全体としては、山林及び畑が多くを占めている。

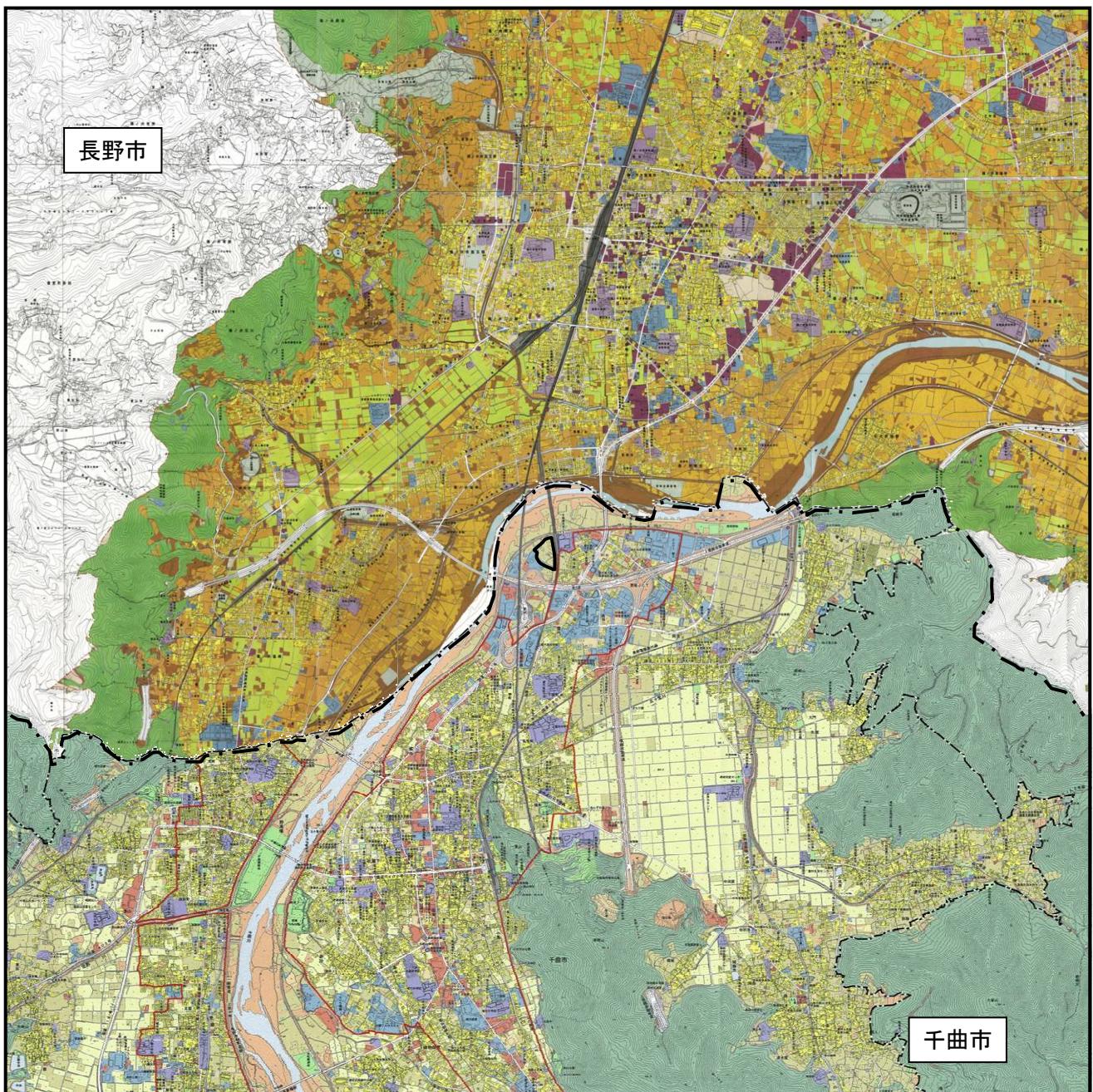
また、対象事業実施区域及びその周囲の土地利用状況は図2-2-5に示すとおりである。対象事業実施区域は、現在は畑となっている。

表 2-2-6 地目別土地利用状況（平成 24 年 1 月 1 日現在）

市町村名	総面積 km ²	田 千m ²	畑 千m ²	宅地 千m ²	鉱泉地 千m ²	池沼 千m ²	山林 千m ²	牧場 千m ²	原野 千m ²	その他 千m ²
千曲市	119.84	9,955	11,900	12,642	1	206	44,773	—	6,343	34,020
長野市	834.85	38,691	85,247	63,183	0	366	366,607	—	86,024	194,732
須坂市	149.84	3,378	19,200	9,470	0	51	40,014	—	584	77,143
坂城町	53.64	2,452	5,954	3,963	0	4	14,213	—	10,229	16,826
小布施町	19.07	2,008	6,216	2,128	0	—	1,045	—	296	7,377
信濃町	149.27	10,741	7,099	5,384	0	4,586	91,637	353	7,656	21,814
飯綱町	75.31	9,229	11,967	4,934	0	332	29,712	—	3,921	15,215
小川村	58.07	1,576	6,948	1,231	—	25	26,991	—	8,678	12,620
高山村	98.50	1,932	6,640	2,013	0	—	24,479	1,706	28,254	33,477
計	1,558.39	79,962	161,171	104,948	1	5,570	639,471	2,059	151,985	413,224

備考) 「—」は該当なし。「0」は面積が1未満

出典：「平成23年版 長野県統計書」（平成26年1月 長野県）



凡 例

対象事業実施区域
 - - - 市境

長野市	千曲市		長野市	千曲市	
		田			公益施設用地
		畑			道路用地
		樹園地			交通施設用地
		山林			公共空地
		水面			その他の公共施設用地
		その他の自然地			その他の空地
		住宅用地			市街化区域
		商業用地			用途地域指定区域
		工業用地			都市計画区域

出典：「平成 22 年度都市計画基礎調査（土地利用現況図）」（千曲市）
 「長野市都市計画基礎調査 土地利用現況図（19-07）（19-08）（19-12）
 （19-13）」（平成 21 年 3 月 長野市）

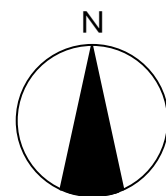


図 2-2-5 土地利用現況図

2 都市計画区域

対象事業実施区域を含む千曲市における都市計画区域及び用途地域の指定状況は表2-2-7に、対象事業実施区域周辺の用途地域指定状況は図2-2-6に示すとおりである。都市計画区域5,900haのうち、1,455haについて用途地域が指定されている。

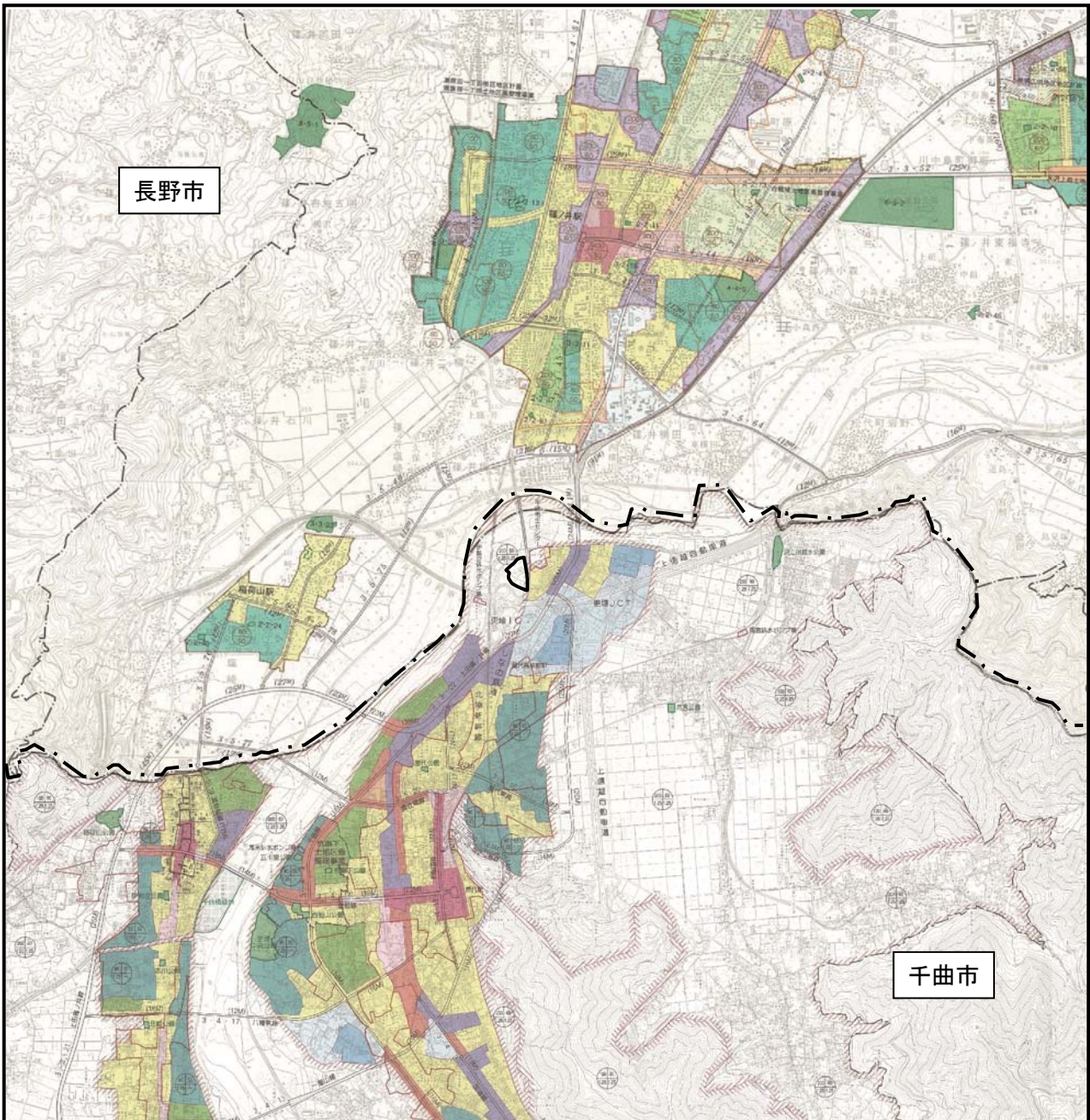
なお、対象事業実施区域においては、用途地域は指定されていない。

表 2-2-7 都市計画区域面積

単位：ha

項目	千曲市
行政面積	11,984
都市計画区域面積	5,900
用途地域面積	1,455
第1種低層住居専用地域	244
第2種低層住居専用地域	-
第1種中高層住居専用地域	109
第2種中高層住居専用地域	138
第1種住居地域	497
第2種住居地域	30
準住居地域	68
近隣商業地域	45
商業地域	89
準工業地域	129
工業地域	86
工業専用地域	20

出典：「千曲市統計書 2012年版」（千曲市ホームページ）



凡 例

対象事業実施区域
 - - - 市境

長野市	千曲市	行政区	長野市	千曲市	河川
		都市計画区域			その他都市施設
		市街化区域			土地区画整理事業
		都市計画道路			市街地再開発事業区域
		公園			地区計画
		緑地			DID(H17 国勢調査より)

その他の地域地区（長野市）

高度利用地区	風致地区	準防火地域	駐車場整備地区
特別用途地域	防火地域	生産緑地地区	

用途地域（長野市、千曲市 共通）

第1種低層住居専用地域	第1種住居地域	商業地域
第2種低層住居専用地域	第2種住居地域	準工業地域
第1種中高層住居専用地域	準住居地域	工業地域
第2種中高層住居専用地域	近隣商業地域	工業専用地域

出典：「千曲都市計画図」（平成26年2月 千曲市）

「長野都市計画図 飯綱高原都市計画図」（平成21年12月 長野市）

この地図(千曲市部分)は、千曲市発行の20,000分の1千曲都市計画図を複製したものである。
 この地図(長野市部分)は、長野市長の承認を得て、25,000分の1の長野都市計画図を使用したものである。

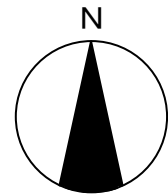


図 2-2-6 都市計画図

2.2.4 環境保全についての配慮が必要な施設の状況

対象事業実施区域及びその周囲における環境保全についての配慮が必要な施設として、学校教育法に規定する学校、児童福祉法に規定する保育所、医療法に規定する病院及び診療所（患者を入院させる施設を有するもの）、図書館法に規程する図書館及び老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム等がある。

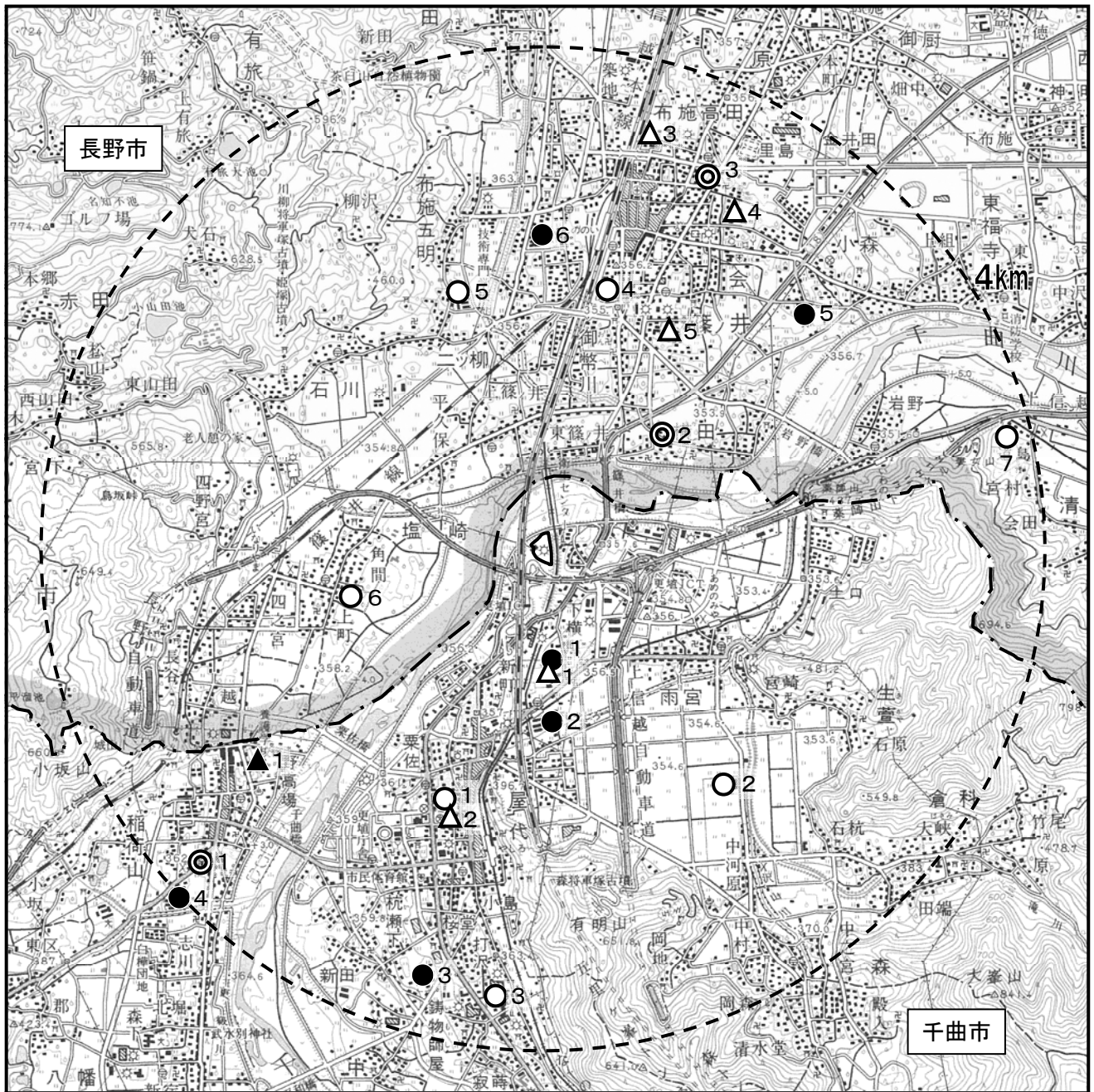
1 学校

対象事業実施区域及びその周囲における幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校は表2-2-8及び図2-2-7に示すとおりである。なお、大学・短期大学及び高等専門学校は存在しない。








表 2-2-8 環境保全についての配慮が必要な施設（学校）

記号	施設区分等		地点 番号	名 称	所 在 地
◎	学 校	幼稚園	1	稲荷山幼稚園	千曲市大字稲荷山
			2	円福幼稚園	長野市篠ノ井横田
			3	篠ノ井幼稚園	長野市篠ノ井布施高田
○	小 学 校		1	屋代小学校	千曲市大字屋代
			2	東小学校	千曲市大字森
			3	埴生小学校	千曲市大字鑄物師屋
			4	通明小学校	長野市篠ノ井御幣川
			5	篠ノ井西小学校	長野市篠ノ井二ツ柳
			6	塩崎小学校	長野市篠ノ井塩崎
			7	清野小学校	長野市松代町清野
●	中 学 校		1	屋代高等学校附属中学校	千曲市大字屋代
			2	屋代中学校	千曲市大字屋代
			3	埴生中学校	千曲市大字桜堂
			4	更埴西中学校	千曲市大字稲荷山
			5	篠ノ井東中学校	長野市篠ノ井小森
			6	篠ノ井西中学校	長野市篠ノ井布施五明
△	高 等 学 校		1	屋代高等学校	千曲市大字屋代
			2	屋代南高等学校	千曲市大字屋代
			3	篠ノ井高等学校	長野市篠ノ井布施高田
			4	更級農業高等学校	長野市篠ノ井布施高田
			5	長野俊英高等学校	長野市篠ノ井御幣川
▲	大学・ 特別支 援学校 ・その 他	特別支援学校	1	稲荷山養護学校	千曲市大字野高場

出典：「平成25年度教育要覧（平成25年8月1日現在）」（長野県教育委員会ホームページ）



凡 例

- | | | | |
|---|----------|---|--------|
|  | 対象事業実施区域 |  | 幼稚園 |
|  | 市境 |  | 小学校 |
| | |  | 中学校 |
| | |  | 高等学校 |
| | |  | 特別支援学校 |

出典：「教育要覧（平成 25 年 8 月 1 日）」（長野県教育委員会ホームページ）

この地図は、50,000 分の 1「千曲市全図」（平成 20 年 8 月 千曲市）及び国土地理院 50,000 分の 1「長野」（平成 10 年 2 月）を使用したものである。

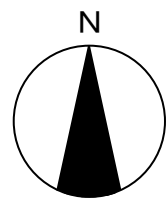


図 2-2-7 対象事業実施区域及びその周囲における環境保全について配慮が必要な施設の分布の状況（学校）

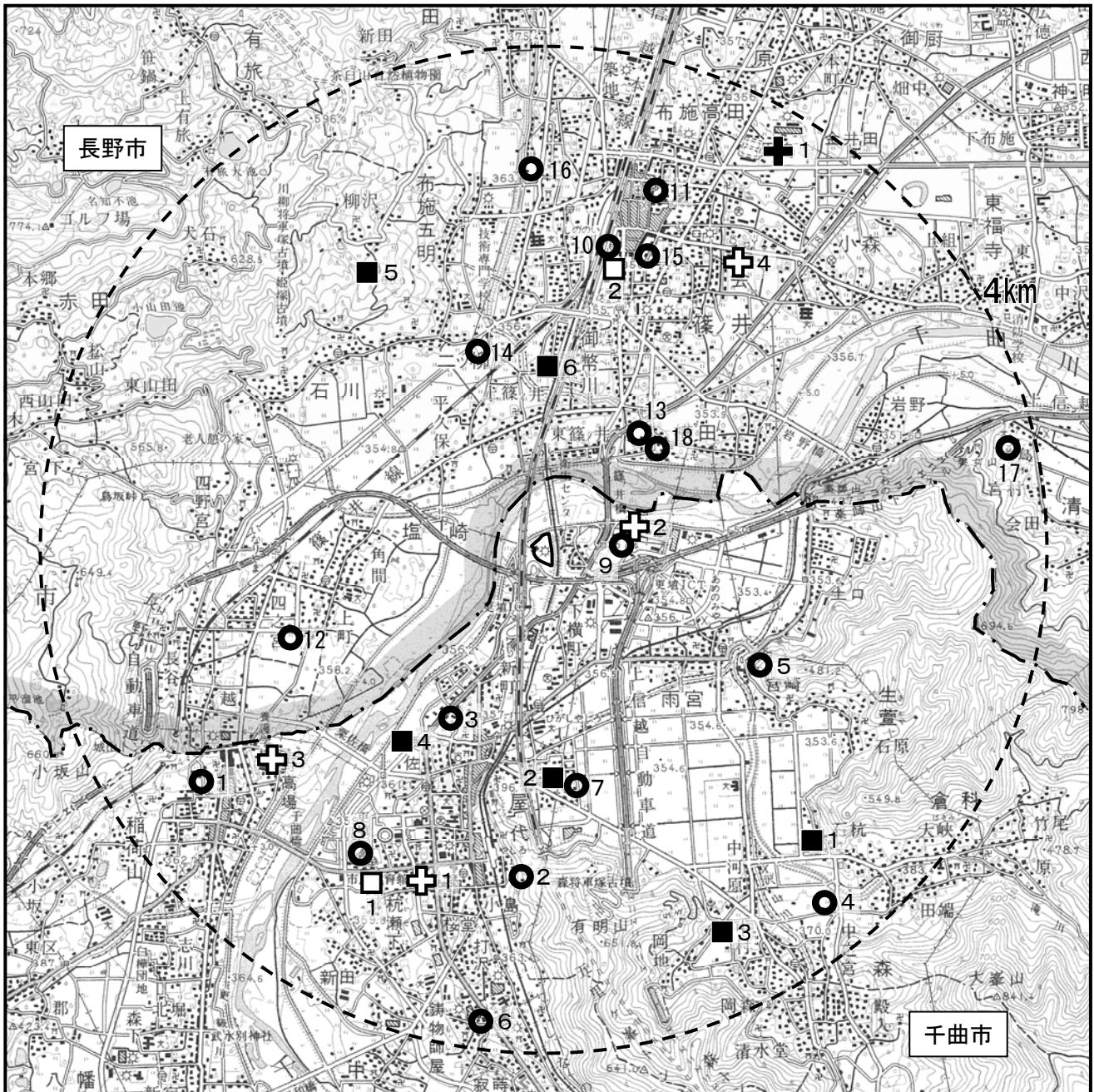
2 保育所、病院及び診療所、図書館、特別養護老人ホーム等

対象事業実施区域及びその周囲における保育所、病院、診療所のうち病床を有する施設、図書館、特別養護老人ホームは表2-2-9及び図2-2-8に示すとおりである。



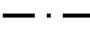




表 2-2-9 環境保全についての配慮が必要な施設（病院等）

記号	施設区分等		地点番号	名称	所在地
○	福祉施設	保育所	1	稲荷山保育園	千曲市大字稲荷山
			2	満照寺保育園	千曲市大字小島
			3	屋代保育園	千曲市大字屋代
			4	あんず保育園	千曲市大字倉科
			5	雨宮保育園	千曲市大字雨宮
			6	埴生保育園	千曲市大字寂蒔
			7	あかね保育園	千曲市大字屋代
			8	杭瀬下保育園	千曲市大字杭瀬下
			9	あかね北保育園	千曲市大字雨宮
			10	中央保育園	長野市篠ノ井御幣川
			11	子供の園保育園	長野市篠ノ井布施高田
			12	塩崎保育園	長野市篠ノ井塩崎
			13	ひよし保育園	長野市篠ノ井横田
			14	西部保育園	長野市篠ノ井二ツ柳
			15	たんぼぼ保育園	長野市篠ノ井御幣川
			16	杉の子第三保育園	長野市篠ノ井布施五明
			17	清野保育園	長野市松代町清野
			18	円福おひさま保育園	長野市篠ノ井横田
+	病院		1	千曲中央病院	千曲市大字杭瀬下
			2	篠ノ井橋病院	千曲市大字雨宮
			3	稲荷山医療福祉センター	千曲市大字野高場
			4	篠ノ井総合病院	長野市篠ノ井会
+	診療所（病床有）		1	清水産婦人科医院	長野市川中島町原
□	図書館		1	千曲市立更埴図書館	千曲市大字杭瀬下
			2	長野市立南部図書館	長野市篠ノ井御幣川
■	その他福祉施設	特別養護老人ホーム	1	杏寿荘	千曲市大字倉科
			2	科野の里	千曲市大字屋代
			3	森の里	千曲市大字森
			4	フランセーズ悠こうしょく	千曲市大字粟佐
			5	グリーンヒル	長野市篠ノ井布施五明
			6	博仁会桜荘	長野市篠ノ井二ツ柳

出典：「平成25年度教育要覧（平成25年8月1日現在）」（長野県教育委員会ホームページ）
「暮らしのカレンダー」（千曲市ホームページ）
「ながのし暮らしの便利帳」（平成25年5月 長野市）
「平成25年度社会福祉施設名簿」（長野県ホームページ）
「しんしゅうくらしのマップ」（長野県ホームページ）



凡 例

- | | | | |
|---|----------|---|-----------|
|  | 対象事業実施区域 |  | 保育所 |
|  | 市境 |  | 病院 |
| | |  | 診療所（病床有） |
| | |  | 図書館 |
| | |  | 特別養護老人ホーム |

出典：「教育要覧（平成25年8月1日）」（長野県教育委員会ホームページ）
「暮らしのカレンダー」（千曲市ホームページ）
「ながのし暮らしの便利帳」（平成25年5月 長野市）
「平成25年度社会福祉施設名簿」（長野県ホームページ）
「しんしゅうくらしのマップ」（長野県ホームページ）

この地図は、50,000分の1「千曲市全図」（平成20年8月 千曲市）及び国土地理院50,000分の1「長野」（平成10年2月）を使用したものである。

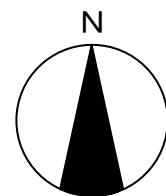


図2-2-8 対象事業実施区域及びその周囲における環境保全について配慮が必要な施設の分布の状況（病院等）

2.2.5 水域の利用状況

1 河川、湖沼及び地下水の利用状況

1) 水道水源としての利用状況

本連合管内の利水状況は、表2-2-10～12に示すとおりである。

千曲市内における給水は、千曲市営上水道事業（八幡地区）、千曲市営簡易水道事業（桑原、大田原、樺平）、民営簡易水道事業（千曲高原）、長野県営水道事業により行われている。

対象事業実施区域は、長野県営水道上水道事業による給水区域となっている。長野県営水道の水道施設は、図2-2-9に示すとおりである。長野県営水道では、千曲川を水源とする諏訪形浄水場（上田市諏訪形）が上流約20kmに、また地下水（浅井戸）を水源とする四ツ屋浄水場（長野市川中島町四ツ屋）が対象事業実施区域の北方約7kmに存在する。

千曲市営水道による給水区域及び主要水道施設の状況は、図2-2-10(1), (2)に示すとおりである。対象事業実施区域及びその周囲において取水等は行われていない。

長野市営水道による給水区域及び主要水道施設の状況は、図2-2-11に示すとおりである。

表 2-2-10 上水の利水状況（平成 24 年度）

事業主体名	最終認可 年月日	給水人口（人）				年間取水量（千m ³ ）								
		計画	現在	給水 区域内	普及率	地表水			地下水				浄水 受水	計
						ダム	湖沼水	河川水	伏流水	浅井 戸水	深井 戸水	湧水		
長野県	H22. 2. 18	200,700	186,820	193,336	96.6	0	0	12,607	0	9,558	0	0	0	22,165
千曲市	H5. 11. 5	7,100	5,347	5,347	100	0	0	440	0	0	54	300	78	872
長野市	H23. 4. 14	273,000	263,184	263,580	99.8	14,482	0	567	7,625	2,257	8,522	396	0	33849
須坂市	H20. 10. 27	56,300	50,280	50,296	100	2,015	0	1,281	1,250	0	3,105	526	0	8,177
小布施町	H6. 3. 29	14,700	10,913	10,916	100	0	0	0	0	0	1,420	0	0	1,420
高山村	H12. 3. 28	6,370	5,334	5,334	100	0	0	293	0	0	193	414	0	900
信濃町	H14. 3. 27	10,200	8,253	8,428	97.9	0	0	42	48	0	554	684	0	1,328
飯綱町 (牟礼地区)	H20. 3. 10	7,460	6,678	6,753	98.9	0	0	0	555	0	411	0	0	966
飯綱町 (三水地区)	H10. 8. 27	6,000	4,645	4,648	99.9	0	0	472	0	0	87	0	0	559

備考) 長野県営水道の給水区域は、長野市（篠ノ井地区・川中島地区・東北地区及び信更地区の一部）、上田市（塩田及び川西地区の一部）、千曲市（桑原及び八幡地区を除く。）、坂城町の3市1町となっている。

出典：「平成24年度 長野県の水道（平成25年3月31日現在）」（長野県ホームページ）

表 2-2-11 簡易水道の利水状況（平成 24 年度）

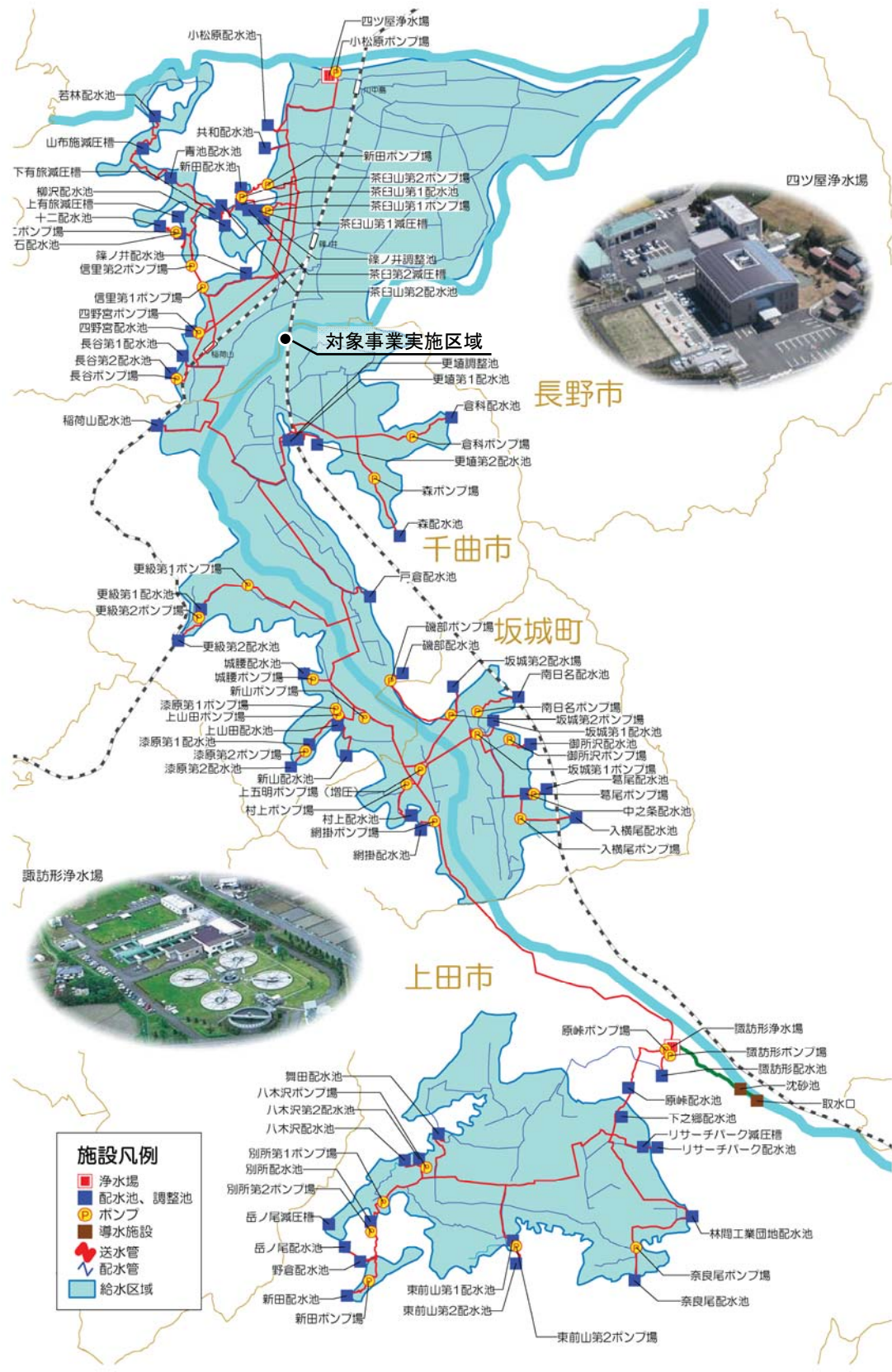
市町村	事業 主体名	認可 年月日	給水人口（人）				年間取水量（m ³ ）								
			計画値	現在	給水 区域内	普及率	地表水			地下水			その他 湧水等	浄水 受水	計
							ダム	湖沼水	河川水	伏流水	浅井 戸水	深井 戸水			
長野市	寺町北部	H17.1.20	370	166	166	100.0	0	0	0	0	0	31,200	0	0	31,200
長野市	大岡	H21.3.31	1,392	1,089	1,089	100.0	0	0	0	0	0	136,846	80,285	0	217,131
長野市	戸隠	H24.5.31	4,294	3,562	3,610	98.7	0	0	222,137	3,238	35,797	200,003	173,428	0	634,603
長野市	鬼無里	H21.3.31	1,368	1,263	1,263	100.0	0	0	0	0	0	0	537,830	0	537,830
長野市	信州新町	H21.12.28	4,590	4,245	4,245	100.0	0	0	0	330,763	226,142	0	59,606	0	616,511
長野市	中条	H20.3.31	2,370	1,954	2,039	95.8	0	0	218,724	0	0	0	48,212	0	266,936
長野市	中社	S4.3.30	900	422	422	100.0	0	0	0	75,006	0	0	0	0	75,006
須坂市	峰の原	H10.4.20	1,060	145	145	100.0	0	0	193,378	0	0	45,246	25,185	0	263,809
須坂市	菅平グリーン別荘地	H16.3.31	1,400	33	33	100.0	0	0	0	0	0	15,400	0	0	15,400
千曲市	大田原	S48.8.1	310	129	129	100.0	0	0	19,000	0	0	0	0	0	19,000
千曲市	樺平	S48.3.31	1,250	0	0	0.0	0	0	0	0	0	3,100	7,000	0	10,100
千曲市	桑原	H15.3.31	2,160	1,650	1,650	100.0	0	0	234,000	0	0	0	0	0	234,000
千曲市	千曲高原ゴルフ	H11.4.1	150	45	45	100.0	0	0	0	0	0	0	23,000	0	23,000
坂城町	網掛	S31.3.-	200	160	160	100.0	0	0	0	11,000	0	0	0	0	11,000
高山村	山田	H9.3.26	2,600	1,955	1,955	100.0	0	0	273,730	45,305	0	253,910	0	0	572,945
信濃町	古海	H6.8.23	500	174	176	98.9	0	0	0	0	0	0	28,923	0	28,923
信濃町	菅川	S56.4.13	130	27	27	100.0	0	0	0	0	0	0	8,186	0	8,186
信濃町	野尻湖高原緑の村	H22.4.20	2,010	15	15	100.0	0	0	0	0	0	57,771	0	0	57,771
信濃町	美山郷別荘地	H7.12.19	3,400	2	2	100.0	0	0	0	0	0	44,500	0	0	44,500
信濃町	斑尾東急リゾート	H19.3.29	750	80	80	100.0	0	0	0	0	0	50,830	108,877	0	159,707
飯綱町	アゼリア別荘分譲地	H15.3.31	1,000	28	28	100.0	0	0	0	0	0	7,300	0	0	7,300
飯綱町	飯綱傘礼エコーランド	H20.1.23	500	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小川村	小川村	H8.4.1	4,120	2,897	2,927	99.0	226,605	0	240,255	0	0	0	51,718	0	518,578
計			36,824	20,041	20,206	99.2	226,605	0	1,401,224	465,312	261,939	846,106	1,152,250	0	4,353,436

出典：「平成24年度 長野県の水道（平成25年3月31日現在）」（長野県ホームページ）

表 2-2-12 専用水道の利水状況（平成 24 年度）

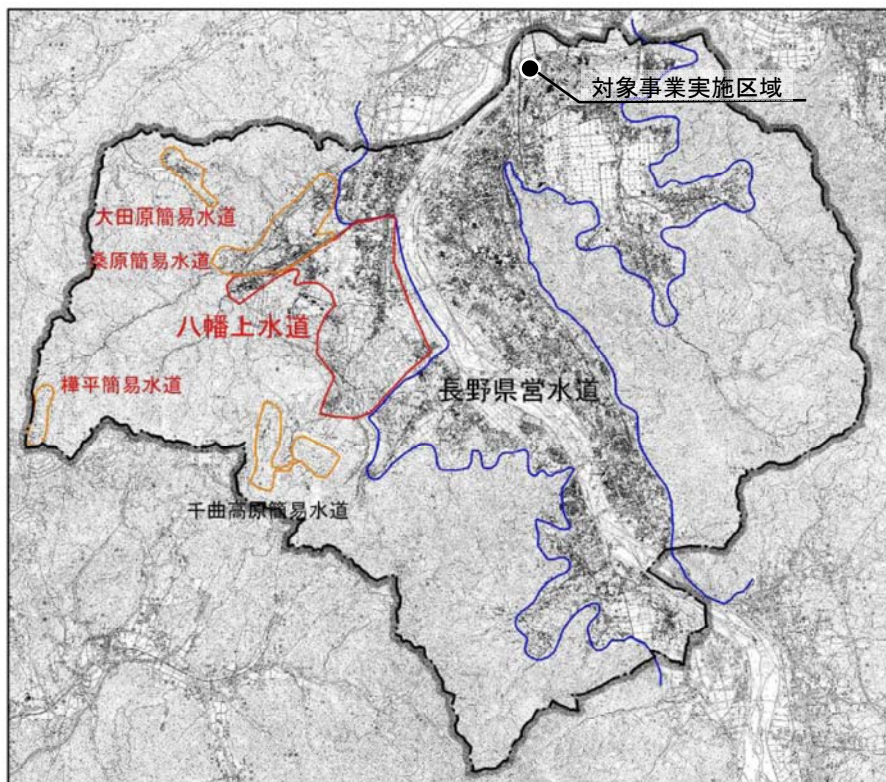
市町村名	施設名	設置者名	確認 年月日	給水人口(人)		施設能力 (m ³ /日)	原水の種別
				確認時	現在		
長野市	㈱みすずコーポレーション本社工場内食堂	㈱みすずコーポレーション	H24.7.26	500	0	33	深井戸
長野市	公立学校共済組合長野宿泊所	公立学校共済組合	H24.7.26	39	0	40	深井戸
長野市	真島の里	真島の里	H24.7.26	126	124	40	深井戸
長野市	篠ノ井ゴルフパーク同、レストラン	篠ノ井ゴルフパーク	H24.7.27	378	0	58	深井戸
長野市	鶴賀病院	鶴賀病院	H24.7.30	410	0	130	深井戸
長野市	㈱ながの東急百貨店	㈱ながの東急百貨店	H24.7.31	7,775	0	188	深井戸
長野市	㈱マツヤ	㈱マツヤ	H24.7.31	40	0	222	深井戸
長野市	東長野病院	東長野病院	H24.7.23	587	0	240	深井戸
長野市	長野日本無線㈱	長野日本無線㈱	H24.7.23	1,118	0	277	深井戸
長野市	栗田病院	栗田病院	H24.7.30	1,033	0	310	深井戸
長野市	松代ロイヤルホテル	松代ロイヤルホテル	H24.7.30	634	0	399	深井戸
長野市	J R東日本長野支社	J R東日本長野支社	H24.7.31	50,493	0	687	深井戸
長野市	長野赤十字病院	長野赤十字病院	H24.7.23	814	0	814	深井戸
長野市	厚生連篠ノ井総合病院	厚生連篠ノ井総合病院	H24.7.27	2,052	0	307	深井戸
長野市	ホテル国際 2 1	ホテル国際 21 株式会社	H25.2.12	209	0	129	深井戸
須坂市	長野刑務所	長野刑務所	H19.3.31	980	871	431	深井戸

出典：「平成24年度 長野県の水道（平成25年3月31日現在）」（長野県ホームページ）



出典：「長野県営水道事業経営ビジョンの概要」（長野県ホームページ）

図 2-2-9 長野県営水道の事業施設



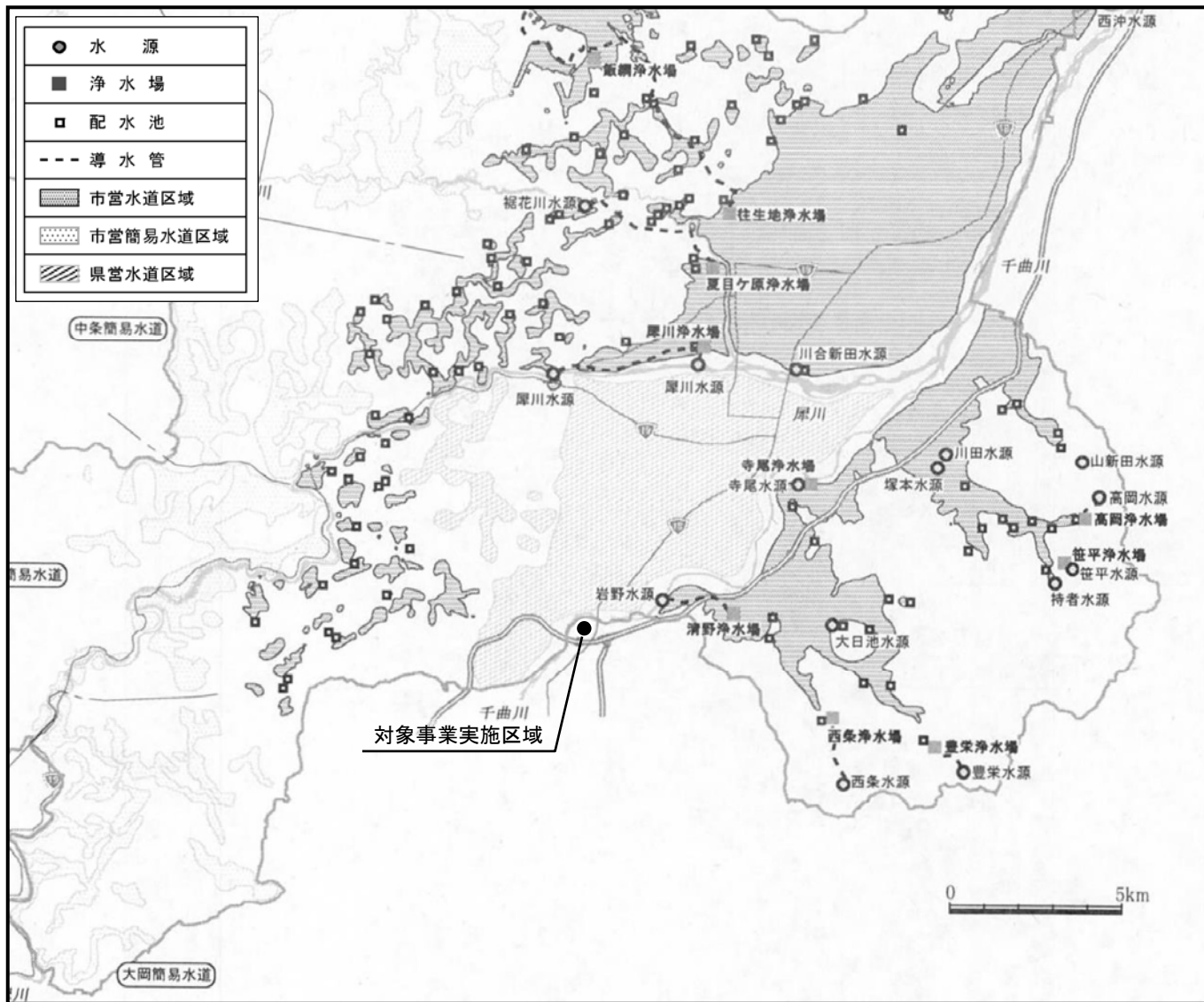
出典：「千曲市営水道ビジョン～八幡・稲荷山のおいしい水～（ダイジェスト版）」（千曲市ホームページ）

図 2-2-10(1) 千曲市営水道の給水区域



出典：「千曲市営水道ビジョン～八幡・稲荷山のおいしい水～（ダイジェスト版）」（千曲市ホームページ）

図 2-2-10(2) 千曲市営水道の主要水道施設



出典：「平成24年度水質年報」（長野市ホームページ）

図 2-2-11 長野市営水道の主要水道施設

2 水面利用の状況

対象事業実施区域及びその周囲における水面利用の場として、千曲川が挙げられる。千曲川流域における漁業権については、表2-2-13及び図2-2-12に示すとおりである。

また、千曲川を含む信濃川水系の、長野県における漁獲量は表2-2-14に示すとおりである。

表 2-2-13 対象事業実施区域及びその周囲における漁業権

漁業番号	漁業種類	漁業の名称	漁業権者(漁協名)	漁場の位置	漁場の区域	関係地区又は地元地区
内共第1号	第5種共同漁業	あゆ こい ふな うぐい おいかわ かじか うなぎ わかさぎ にじます やまめ いわな しなのゆきます	南佐久南部 佐久 上小 更埴	長野市から上流の千曲川本流及び支流	次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線から上流の千曲川本流及び支流。ただし、松原湖及び長湖並びにこれらを結ぶ河川、南佐久郡佐久穂町大字大日向地籍の古谷ダム上流端から上流 250メートル及び下流 150メートルの間の抜井川本流並びに上田市鹿教湯温泉地籍の内村ダム上流端から上流 100メートル及び下流 300メートルの間の内村川本流は除く。 基点第1号 長野市真島町真島地籍の千曲川左岸の太田堰東方排水樋管西口南端 基点第2号 長野市松代町大室地籍の千曲川右岸の長野電鉄旧屋代線離山隧道南端	長野市、上田市、小諸市、佐久市、千曲市、東御市、南佐久郡、北佐久郡、小県郡及び埴科郡
内共第2号	第5種共同漁業	あゆ こい ふな うぐい おいかわ かじか うなぎ にじます やまめ いわな	千曲川 北信 高水	長野市から下流の千曲川本流及び支流並びに長野市の区域内の犀川本流	次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線と、下水内郡栄村大字北信地先の新潟県境との間の千曲川本流及び支流並びに基点第3号と基点第4号を結ぶ線から下流の犀川本流。ただし、新潟県の区域の釜川本流及び支流並びに下高井郡山ノ内町大字平穏地籍の湖沼は除く。 基点第1号 長野市真島町真島地籍の千曲川左岸の太田堰東方排水樋管西口南端 基点第2号 長野市松代町大室地籍の千曲川右岸の長野電鉄旧屋代線離山隧道南端 基点第3号 長野市松岡2丁目地籍の犀川左岸の長野市清掃工場の煙突 基点第4号 長野市真島町地先の犀川右岸の真島町と青木島町との境界点	長野市、須坂市、中野市、飯山市、上高井郡、下高井郡、上水内郡(小川村を除く。)及び下水内郡

出典：「漁業権の免許の内容等」(長野県ホームページ)
「遊漁規則」(長野県ホームページ)

表 2-2-14 漁獲の状況

単位：t

河川	魚類									貝類	えび類	その他	総量
	さけ・ます類	その他	わかさぎ	あゆ	こい	ふな	うぐい	おいかわ	うなぎ				
信濃川水系	7	-	23	2	1	7	0	1	-	-	-	41	

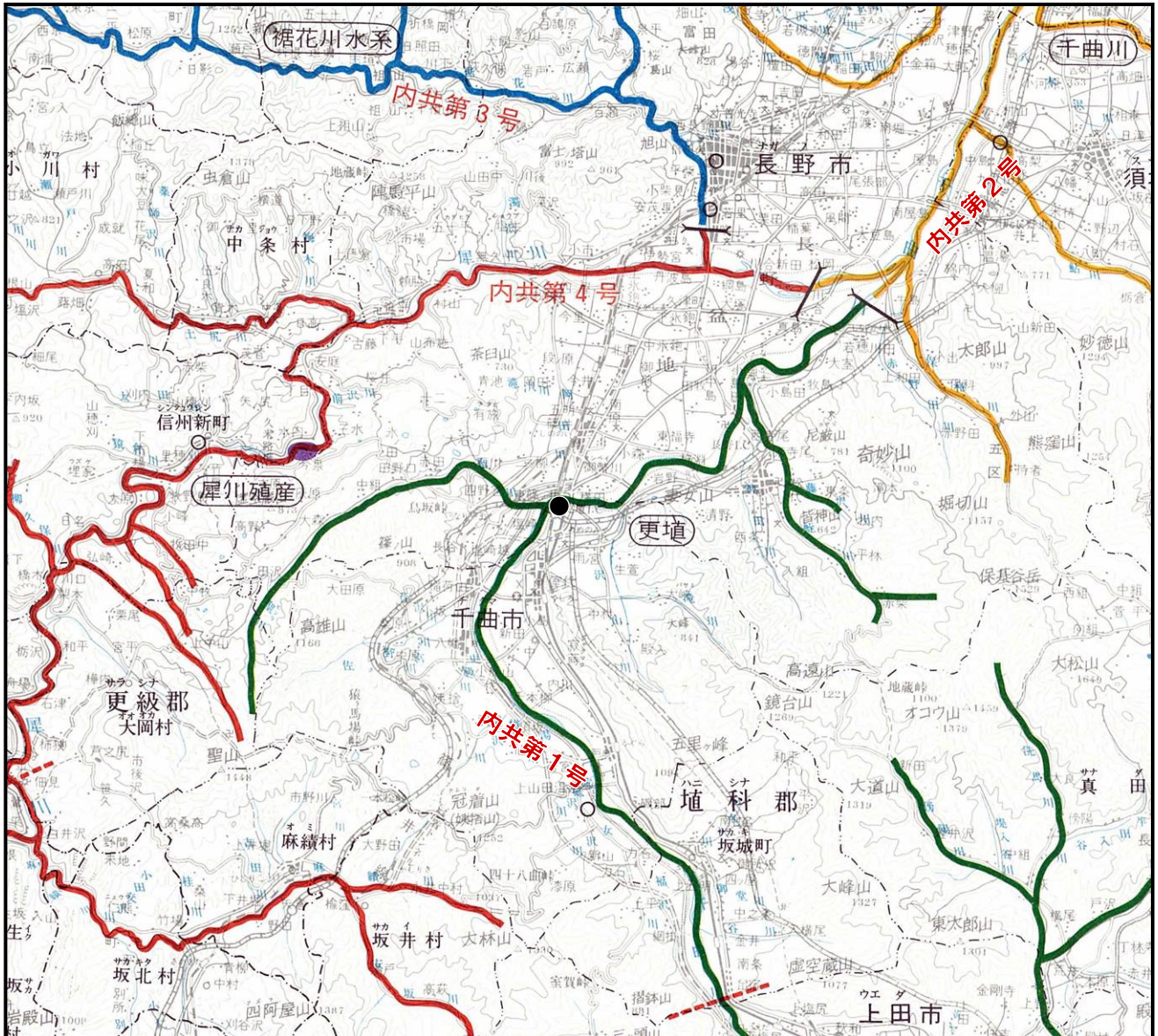
注1) 販売を目的としないものについては、漁獲量に含まれない。

注2) その他さけ・ます類には、ひめます、にじます、やまめ、いわな等が含まれる。

注3) おいかわは、うぐいに含まれる。

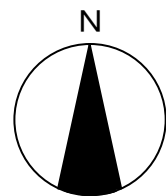
注4) -：漁獲量なし。0：漁獲量1以下

出典：「平成23年度版 長野県統計書」(平成26年1月 長野県)



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市境
- 漁業協同組合事務所
- 共同漁業権の設定されている主な河川湖沼
(内共〇号は漁業権番号を示す)
- | 漁業権界
- 漁業協同組合管理区域界
- 禁止区域



出典：「長野県漁業権漁場図」（平成 16 年 3 月 長野県）

図 2-2-12 千曲川における漁業権の状況

2.2.6 環境整備の状況

1 下水道の整備状況

本連合管内の平成24年度における公共下水道の普及状況は、表2-2-15に示すとおりである。対象事業実施区域を含む千曲市の公共下水道の普及率は、90.7%となっている。

表 2-2-15 公共下水道普及状況（平成24年度）

市町村名	行政区域内人口 (人)	現在処理区域内人口 (人)	現在処理区域面積 (m ²)	普及率 (%)
千曲市	62,581	56,731	19,828,400	90.7
長野市	386,128	349,603	89,820,490	90.5
須坂市	52,396	47,788	14,859,600	91.2
坂城町	15,898	10,614	4,350,000	66.8
小布施町	11,374	9,077	2,800,000	79.8
信濃町	9,347	3,983	2,550,000	42.6
飯綱町	12,100	6,621	2,270,000	54.7
小川村	2,964	2,070	990,000	69.8
高山村	7,541	3,563	1,250,000	47.2

出典：「平成24年度市町村財政概要」（長野県ホームページ）

2 農業集落排水施設・小規模排水施設及び合併浄化槽の整備状況

本連合管内の平成24年度における農業集落排水施設・小規模排水施設及び合併処理浄化槽の整備状況は、表2-2-16に示すとおりである。

対象事業実施区域を含む千曲市では、農業集落排水施設の処理区域内人口が4,912人、合併処理浄化槽の処理人口が486人となっている。

表 2-2-16 農業集落排水施設・小規模排水施設及び合併処理浄化槽の整備状況（平成24年度）

市町村名	農業集落排水施設		小規模排水施設	合併処理浄化槽
	現在処理区域内人口 (人)	現在処理区域面積 (m ²)	現在処理区域内人口 (人)	処理人口 (人)
千曲市	4,912	3,480,000	—	486
長野市	8,501	6,346,000	139	11,495
須坂市	2,812	1,350,000	—	1,254
坂城町	—	—	—	2,365
小布施町	2,297	5,950,000	—	81
信濃町	2,495	1,300,000	—	2,058
飯綱町	4,646	1,970,000	38	778
小川村	291	240,000	—	257
高山村	3,813	4,250,000	—	94

出典：「平成24年度市町村財政概要」（長野県ホームページ）

3 し尿処理施設

本連合管内のし尿処理施設の設置状況は、表2-2-17に示すとおりである。
対象事業実施区域を含む千曲市は、千曲衛生センターの処理区域内である。

表 2-2-17 し尿処理施設状況

事業主体	施設名称	規模 (kL/日)	処理方式	運転開始年月
長野市	長野市衛生センター	180	標準脱窒素処理	昭和 61 年 2 月
	犀峽衛生センター	27	高負荷脱窒素処理、 膜分離活性汚泥法	平成 7 年 4 月
須高行政事務組合	須高衛生センター	40	下水道放流	平成 23 年 4 月 (変更)
北部衛生施設組合	北部衛生センター	42	高負荷脱窒素処理、 膜分離活性汚泥法	平成 4 年 4 月
千曲衛生施設組合	千曲衛生センター	310	標準脱窒素処理	平成 5 年 8 月

出典：「廃棄物年鑑2014年版」（平成25年4月1日現在）

4 ごみ処理施設等の状況

本連合管内におけるごみ焼却施設の設置状況は表2-2-18に、処理実績は表2-2-19に示すとおりである。

表 2-2-18 ごみ焼却施設の設置状況

設置主体	施設名称	施設形式	稼働年月	施設規模(t/日)	1炉の能力(t/日)	炉数(炉)	熱利用状況等
長野市	長野市清掃センター	全連続式ストーカ炉	S57.1	450	150	3	場内電力供給、売電温水プール等への給温水
須坂市	須坂市清掃センター	機械化バッチ式ストーカ炉	S54.4	50	25	2	場内給湯
葛尾組合	葛尾組合焼却施設	全連続式ストーカ炉	S54.7	80	80	2 (交互運転)	場内給湯・場内暖房
北部衛生施設組合	北部衛生クリーンセンター	機械化バッチ式ストーカ炉	H9.4	30	15	2	排ガスの白煙防止(排ガスの加熱)
北信保健衛生施設組合	東山クリーンセンター	全連続式ストーカ炉	H10.3	130	65	2	場内電力供給、道路融雪、場内暖冷房、場内給湯

出典：「ごみ処理広域化基本計画」（長野広域連合 平成23年2月）

「平成24年度一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省ホームページ）

表 2-2-19 ごみ焼却施設の処理実績

単位：t/年

設置主体	施設名称	焼却処理量				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
長野市	長野市清掃センター	109,772	98,567	88,863	90,590	91,547
須坂市	須坂市清掃センター	11,160	11,539	11,680	11,462	11,344
葛尾組合	葛尾組合焼却施設	18,739	18,361	17,653	17,582	17,770
北部衛生施設組合	北部衛生クリーンセンター	5,321	4,681	4,743	4,697	4,785
北信保健衛生施設組合 ^{注)}	東山クリーンセンター	2,107	2,039	1,839	1,885	1,858
合計		147,099	135,187	124,778	126,216	127,304

注) 東山クリーンセンターは本連合管轄内以外の地域のごみも処理されるため、長野市分のデータを示した。

出典：北信保健衛生施設組合以外のデータは「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省ホームページ）

北信保健衛生施設組合のデータは「平成21年度版～平成25年度版長野市環境白書」（長野市）

本連合管内における不燃・粗大・資源ごみ処理施設の設置状況は表2-2-20に、処理実績は表2-2-21に示すとおりである。

表 2-2-20 不燃・粗大・資源ごみ処理施設の設置状況

設置主体	施設名称	稼働年月	施設規模	処理対象 廃棄物	備考
長野市	長野市 リサイクルプラザ	H8.4	不燃・粗大系：150(t/5h) 資源系：20(t/5h)	不燃、粗大、 資源	
長野市 (旧信州新町)	牧野島 不燃物処理場	S58.8	埋立面積 5,514m ² 埋立残容量 35,899m ³	不燃	H21.12.31 閉鎖
須坂市	須坂市 清掃センター	S63.2	28(t/5h)	不燃、粗大	
葛尾組合	葛尾組合 不燃ごみ及び 資源ごみ処理施設	S46.3	15(t/日)	不燃、資源	
信濃町	榊形不燃物 最終処分場	S55.4	0.8~1.0(t/h)	資源	最終処分場内にてプレス

出典：「ごみ処理広域化基本計画」（長野広域連合 平成23年2月）

表 2-2-21 不燃・粗大・資源ごみ処理施設の処理実績

単位：t/年

設置 主体	施設名称	項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
長野市	長野市 リサイクルプラザ	処理量	6,258	11,232	9,150	9,296	9,207
		資源化量	4,130	11,232	9,150	9,296	9,207
長野市 (旧信州 新町)	牧野島 不燃物処理場	処理量	—	—	—	—	—
		資源化量	—	—	—	—	—
須坂市	須坂市 清掃センター	処理量	735	658	625	491	470
		資源化量	285	256	248	193	211
葛尾 組合	葛尾組合 不燃ごみ及び 資源ごみ処理施設	処理量	1,294	1,383	1,364	705	693
		資源化量	965	974	934	162	166
信濃町	榊形不燃物 最終処分場	処理量	183	221	194	203	205
		資源化量	183	221	194	203	205
合計		処理量	8,470	13,494	11,333	10,695	10,575
		資源化量	5,563	12,683	10,526	9,854	9,789

注) 須坂市及び葛尾組合のデータは、一般廃棄物処理実態調査結果に示す須坂市粗大ごみ処理施設、葛尾組合不燃物処理場のデータを用いた。

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省ホームページ）

5 その他の資源化を行う施設の現況

本連合管内には堆肥化施設と容器包装圧縮梱包施設がある。堆肥化施設の現況は、表2-2-22に、容器包装圧縮梱包施設の現況は表2-2-23に示すとおりである。

表 2-2-22 堆肥化施設の現況

設置主体	施設名称	稼働年月	施設規模	処理量 (t/年)					備考
				H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	
高山村	高山村 地力増進施設	H11.4	14.6t/日	341	334	324	313	2,169	H17年9月から1系列(7.3t/日)増設
長野市 (旧信州新町)	長野市 上下水道局犀峽 コンポストセンター	H12.4	13t/日	20	—	21	20	19	汚泥

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省ホームページ）

表 2-2-23 容器包装圧縮梱包施設の現況

設置主体	施設名称	稼働年月	施設規模	処理対象 廃棄物	資源化量 (t/年)				
					H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
長野市	プラスチック製 容器包装圧縮 梱包施設	H16.7	20 t/日	ペットボトル、 プラスチック	4,288	4,360	4,398	4,300	4,225
須坂市	須坂市 ストックヤード	H12.10	2.4 t/日	ペットボトル、 プラスチック	560	552	554	569	542
葛尾組合	葛尾組合 プラスチック等 ストックヤード	H15.4	8 t/日	ペットボトル、 プラスチック	676	666	686	669	653

備考) 1. 須坂市ストックヤードのデータは、須坂市のペットボトル、容器包装プラスチックの資源化量を記載した。

2. 葛尾組合のデータは、千曲市、坂城町のペットボトル、容器包装プラスチックの資源化量を記載した。

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省ホームページ）

6 最終処分場の状況

本連合管内における最終処分場の現況は表2-2-24に、処分量の実績は表2-2-25に示すとおりである。

表 2-2-24 最終処分場の現況

設置主体	施設名称	形態	埋立開始年月	埋立面積 (m ²)	埋立容量 (m ³)
長野市 (下記以外)	天狗沢最終処分場	管理型	H4. 4	24, 000	285, 000
	戸隠不燃物最終処分場 ^{注1)}	安定型	S62. 12	1, 900	9, 440
長野市 (信州新町)	牧野島不燃物処理場 ^{注2)}	安定型	S58. 8	5, 514	35, 899
信濃町	枅形不燃物最終処分場	安定型	S55. 4	8, 028	21, 320

注1) 戸隠不燃物最終処分場は、平成25年6月3日付けで廃止している。

注2) 牧野島不燃物処理場は、平成24年3月31日付けで埋立処分を終了している。

出典：「ごみ処理広域化基本計画」(長野広域連合 平成23年2月)

「平成24年度一般廃棄物処理実態調査結果」(環境省ホームページ)

表 2-2-25 最終処分量の実績

単位：t/年

設置主体	施設名称	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	備考
長野市 (下記以外)	天狗沢最終処分場	11, 806	10, 427	8, 557	8, 924	9, 389	焼却残さ 不燃残さ
長野市 (信州新町)	牧野島不燃物処理場	176	232	0	0	0	不燃ごみ
信濃町	枅形不燃物最終処分場	70	63	50	56	56	不燃ごみ
合計		12, 052	10, 722	8, 607	8, 980	9, 445	—

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」(環境省ホームページ)

7 産業廃棄物処理施設

県内の産業廃棄物中間処理施設は表2-2-26に、最終処分場は表2-2-27に、産業廃棄物処理業許可件数は表2-2-28に示すとおりである。

表 2-2-26 県内の産業廃棄物中間処理施設（平成 24 年 3 月 31 日現在）

区分	設置数		
	事業者	処理業者	計
汚泥の脱水施設	15 (1)	16 (4)	31 (5)
汚泥の乾燥施設	0 (0)	6 (1)	6 (1)
汚泥の焼却施設	1 (0)	8 (1)	9 (1)
廃油の油水分離施設	0 (0)	5 (1)	5 (1)
廃油の焼却施設	1 (0)	8 (2)	9 (2)
廃酸・廃アルカリの中和施設	0 (0)	1 (1)	1 (1)
廃プラスチック類の破碎施設	2 (0)	46 (10)	48 (10)
がれき類等の破碎施設	53 (22)	356 (82)	409 (104)
廃プラスチック類の焼却施設	1 (0)	15 (2)	16 (2)
汚泥のコンクリート固形化施設	0 (0)	1 (0)	1 (0)
シアン化合物の分解施設	0 (0)	1 (1)	1 (1)
産業廃棄物の焼却施設	4 (0)	32 (4)	36 (4)
計	77 (23)	495 (109)	572 (132)

備考) 1. 許可対象施設とは、施設の処理能力が一定規模を超えるものをいう。
 2. 建設中の施設を除く。
 3. ()内は、長野市管轄分で内書きである。

出典：「平成24年版長野県環境白書」（平成25年1月 長野県）

表 2-2-27 県内の産業廃棄物最終処分場（平成 24 年 3 月 31 日現在）

区分	安定型	管理型	遮断型	計
許可対象施設	14 (1)	5 (0)	2 (0)	21 (1)
許可対象外施設	12 (1)	- (-)	- (-)	12 (1)
計	26 (2)	5 (0)	2 (0)	33 (2)

備考) 1. 建設中及び残存容量がゼロの施設を除く。

2. ()内は、長野市管轄分で内書きである。

出典：「平成24年版長野県環境白書」（平成25年1月 長野県）

表 2-2-28 産業廃棄物処理業許可件数

許可内容	産業廃棄物				特別管理産業廃棄物				合計
	収集 運搬業	処分業			収集 運搬業	処分業			
		中間 処理 のみ	最終 処分 のみ	中間処理 最終処分		中間 処理 のみ	最終 処分 のみ	中間処理 最終処分	
長野県管轄 (長野市分は除く)	2,995	283	3	16	329	12	0	2	3,640
長野市管轄	118	83	2	0	18	2	0	0	223

備考) 長野県管轄は平成24年3月31日現在、長野市管轄は平成24年4月1日現在。

長野市の産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業は、平成23年4月1日から、一部を除いて県の許可のみで県内全域で業を行うことができるようになり、許可事業者数が大幅に減少している。

出典：「平成24年版長野県環境白書」（平成25年1月 長野県）

「平成24年度版長野市環境白書」（長野市ホームページ）

2.2.7 環境の保全を目的とした関係法令等による指定、規制等の状況

1 大気汚染

1) 環境基準

大気汚染に係る環境基準は、表2-2-29に示すとおりである。

大気汚染に係る環境基準は、『人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準』として「環境基本法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に定められている。

なお、工業専用地域、車道その他一般大衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

表 2-2-29 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準	備考
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	大気汚染に係る環境基準について (昭和48年5月8日 環境庁告示第25号)
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。	
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	二酸化窒素に係る環境基準について (昭和53年7月11日 環境庁告示第38号)
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について (平成9年2月4日 環境庁告示第4号)
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	
ダイオキシン類	年間平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。	ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について (平成11年12月27日 環境庁告示第68号)
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について (平成21年9月9日 環境省告示第33号)

環境基準の評価方法

<長期的評価>

- ・二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素

年間における1日平均値の高い方から2%の値を除外した値で評価。ただし、1日平均値が2日以上連続して環境基準を超えた時は基準超過とする。

- ・二酸化窒素

年間における1日平均値の低い方から98%の値で評価。

- ・微小粒子状物質

1年平均値(長期基準)及び日平均値の代表値としての年間98%値(短期基準)により評価。

<短期的評価>

- ・二酸化硫黄、浮遊粒子状物質

1日平均値、1時間値で評価

- ・一酸化炭素

1日平均値、8時間平均値で評価

- ・光化学オキシダント

1時間値で評価

長期的評価及び98%値評価については、年間測定時間が6,000時間に満たない場合対象としない。なお、微小粒子状物質(PM_{2.5})では年間測定日数が250日未満の場合対象としない。

また、大気汚染防止の施策等の効果の判定は長期的評価で行う。

出典:「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準」(環境省ホームページ)

2) 排出基準

ばい煙発生施設から発生するばい煙及び指定物質は、その施設の種類、規模に応じて「大気汚染防止法」及び同法施行令で規制されている。また、ダイオキシン類を発生し、大気中に排出する施設の排出基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」、同施行令及び同施行規則で規制されている。

本事業におけるごみ焼却施設に係る排出基準は、表2-2-30に示すとおりである。

表 2-2-30 ごみ焼却施設に係る排出基準

項目	排出基準値	根拠法令
ばいじん	0.08 g/Nm ³ 注1) (酸素濃度 12%換算)	大気汚染防止法
硫黄酸化物	K値 17.5	
窒素酸化物	250cm ³ /Nm ³ (250 ppm)	
塩化水素	700mg/Nm ³ (430 ppm)	
ダイオキシン類	0.1 ng-TEQ/Nm ³ 注2)	ダイオキシン類対策特別措置法

注1) 処理能力が1炉あたり2 t/時以上4 t/時未満(48 t/日以上96 t/日未満)の施設にかかる排出基準値

注2) 焼却能力(2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつてはそれらの合計)が4 t/時以上の施設に係る排出基準

2 騒音

騒音に係る基準には、「環境基本法」に基づく環境基準と「騒音規制法」に基づく規制基準がある。

1) 環境基準

「環境基本法」第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境基準は、地域の類型及び時間区分ごとに定められており、表2-2-31(1)～(3)に示すとおりである。

本連合管内の指定状況は、表2-2-32に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域は、一部の区域においてB類型の環境基準が適用される。

表 2-2-31(1) 一般地域の騒音に係る環境基準（等価騒音レベル）

地域の類型	時間の区分	昼 間	夜 間
		午前6時～午後10時	午後10時～翌日の午前6時
AA		50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB		55 デシベル以下	45 デシベル以下
C		60 デシベル以下	50 デシベル以下

注1) AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など、特に静穏を要する地域とする。

注2) Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注3) Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注4) Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

表 2-2-31(2) 道路に面する地域に係る環境基準（等価騒音レベル）

地域の類型	時間の区分	昼 間	夜 間
		午前6時～午後10時	午後10時～翌日の午前6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域		60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域		65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考) 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に隣接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表 2-2-31(3) 幹線交通を担う道路に近接する空間の基準（等価騒音レベル）

基 準 値	
昼 間	夜 間
午前6時～午後10時	午後10時～翌日の午前6時
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下) によることができる。	

注1) 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条の規定による高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）をいう。

注2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

(1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

(2) 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

注3) 評価方法は、等価騒音レベル (L_{Aeq}) とする。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日 環境庁告示第64号）

表 2-2-32 騒音の環境基準に係る地域の類型区分抜粋

地域の類型	市町名	用途地域の区分
A	千曲市	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域、付表の地域
	長野市	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
	須坂市	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、付表の地域
	小布施町	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
	信濃町	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域
B	千曲市	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、付表の地域
	長野市	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域
	須坂市	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
	小布施町	第1種住居地域、準住居地域、付表の小布施町の項の地域
	信濃町	第1種住居地域、付表の信濃町1の項の地域
C	千曲市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
	長野市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
	須坂市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、付表の地域
	小布施町	近隣商業地域、準工業地域
	信濃町	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 付表の信濃町2の項の地域
備考1) この表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法第2章の規定により定められた用途地域をいう。また、市街化調整区域とは、同法第7条の規定により定められた市街化調整区域をいう。		
備考2) この表において、付表の地域とは、用途地域等の定めのない地域について、各市町村の字名で指定している地域があることを表す。なお、付表は省略する。		

出典：「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づく騒音に係る環境基準の類型及び地域の指定」（平成11年3月25日 長野県告示第182号）

※ 千曲市、長野市及び須坂市は、市が告示している。

新幹線鉄道騒音に係る環境基準は表2-2-33に、本連合管内の指定状況は、表2-2-34に示すとおりである。

対象事業実施区域の西側には北陸（長野）新幹線の高架が存在しており、一部の区域においてI 類型の環境基準が適用される。

表 2-2-33 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	70デシベル以下
II	75デシベル以下

注1) Iを当てはめる地域は住居の用に供される地域とする。

注2) IIを当てはめる地域は商工業の用に供される地域等I以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域とする。

注3) 測定は、原則として連続して通過する上下20本の列車について、騒音のピークレベルを読み取る。

注4) 評価は、「注3)」のピークレベルのうちレベルの大きい上位半数のものをパワー平均して行う。

注5) 騒音レベルの算出式（パワー平均）

$$\bar{L} = 10 \log_{10} \{ 1/10 (10^{p1/10} + 10^{p2/10} + 10^{p3/10} + \dots + 10^{p10/10}) \}$$

\bar{L} : 上位10本のパワー平均

p1、p2、p3・・・、p10 : 上位10本の測定値（デシベル）

出典：「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」

(昭和50年7月29日 環境庁告示第46号)

表 2-2-34 新幹線鉄道騒音の環境基準に係る地域の類型区分抜粋

地域の類型	市町名	用途地域の区分
I	千曲市	第1種低層住居専用地域、第1種住居地域、付表の千曲市の項の地域
	長野市	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、付表の長野市1の項の地域
	小布施町	付表の小布施町の項の地域
II	千曲市	近隣商業地域、準工業地域、工業地域
	長野市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、付表の長野市2の項の地域

備考1) この表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法第2章の規定により定められた用途地域をいう。

2) この表において、付表の地域とは、用途地域等の定めのない地域について、各市町村の字名で指定している地域があることを表す。なお、付表は省略する。

出典：「環境基本法に基づく新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型及び地域の指定」

(平成6年2月17日 長野県告示第130号)

2) 規制基準

「騒音規制法」に基づき、特定工場に係る騒音の規制基準及び特定建設作業騒音に係る規制基準が定められている。

特定工場に係る騒音の規制基準は表2-2-35に、特定建設作業に係る騒音の規制基準は表2-2-36に示すとおりである。また、本連合管内における指定区域の状況は表2-2-37に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域においては、用途地域が指定されておらず、規制の対象とならない。

表 2-2-35 特定工場の騒音に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間	朝 午前6時～午前8時 夕 午後6時～午後9時	夜 間
	午前8時～午後6時		午後9時～翌日の午前6時
第1種区域	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第2種区域	60 デシベル	50 デシベル	50 デシベル
第3種区域	65 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
第4種区域	70 デシベル	70 デシベル	65 デシベル

備考1) 規制基準は、特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。
 2) 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に存在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートル区域内における規制基準値は、それぞれの基準値から5デシベルを減じた値とする。

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」

(昭和43年11月27日 厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号)

「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定」(昭和50年2月27日 長野県告示第97号)

表 2-2-36 特定建設作業に係る騒音の規制基準

種 類	項 目	基準値	夜間作業禁止時間 (夜間)	最大 作業時間	最大 連続作業日	作業禁止日
	くい打機等を使用する作業	85 デシベル		1号区域 午後7時～ 翌日の午前7時	1号区域 1日最大 10時間	6日
びょう打機を使用する作業						
さく岩機を使用する作業						
空気圧縮機を使用する作業						
コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業						
バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業						

備考) 1号区域及び2号区域とは、それぞれ次のとおりである。
 1号区域：ア 第1種区域及び第2種区域
 イ 第3種区域及び第4種区域のうち学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域内
 2号区域：第3種区域及び第4種区域のうち上記以外の区域

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」

(昭和43年11月27日 厚生省、建設省告示1号)

「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定」(昭和50年2月27日 長野県告示第97号)

表 2-2-37 特定工場の騒音に係る指定区域

地域の区分	市町名	用途地域の区分
第1種区域	千曲市	第1種低層住居専用地域
	長野市	第1種低層住居専用地域
	須坂市	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
	坂城町	第1種低層住居専用地域、付表の坂城町の項の1の地域
	小布施町	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
第2種区域	千曲市	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、準工業地域の一部、付表の地域
	長野市	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域
	須坂市	第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域、付表の地域
	坂城町	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 付表の坂城町の項の2の地域
	小布施町	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 準住居地域、付表の小布施町の1の項の地域
第3種区域	千曲市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域（第2種区域に含まれる地域を除く。）、工業地域の一部、付表の地域
	長野市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
	須坂市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
	坂城町	近隣商業地域、準工業地域、付表の坂城町の項の3の地域
	小布施町	近隣商業地域、準工業地域
第4種区域	千曲市	工業地域（第3種区域に含まれる地域を除く。）
	長野市	工業地域
	須坂市	工業地域、付表の地域
	坂城町	工業地域
備考1) この表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法第2章の規定により定められた用途地域をいう。また、市街化調整区域とは、同法第7条の規定により定められた市街化調整区域をいう。 2) 付表の地域とは、用途地域等の定めのない地域について、各市町村の字名で指定している地域をいう。なお、付表は省略する。		

出典：「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定」（昭和50年2月27日 長野県告示第97号）

※ 千曲市、長野市及び須坂市は、市が告示している。

3) 要請限度

「騒音規制法」に基づく要請限度とは、道路交通騒音により周囲の生活環境が著しく損なわれると認められるときに、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るよう要請し、道路構造の改善等に関して、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができると認められるときに、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るよう要請し、道路構造の改善等に関して、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができると認められるときである。

要請限度と指定区域は、表2-2-38及び表2-2-39に示すとおりである。

表 2-2-38 道路交通騒音に係る要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～翌日の午前6時
a 区域及び b 区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
<p>「幹線交通を担う道路に近接する区域」については、特例として次のとおりとする。 昼間（午前6時～午後10時）：75 デシベル、夜間（午後10時～翌日の午前6時）：70 デシベル</p>		
<p>備考1) 車線とは、一縦列の自動車（二輪のものを除く。）が安全かつ円滑に走行するため必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。 2) 「幹線交通を担う道路」とは道路法第3条の規定による高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。）をいう。 3) 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の車線数の区分に応じ道路の敷地の境界線からの距離によりその範囲を特定する。 ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル</p>		

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

(平成12年3月2日 総理府令第15号)

「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定」(昭和50年2月27日 長野県告示第97号)

表 2-2-39 道路交通騒音に係る知事等が定める区域

地域の区分	市町名	用途地域の区分
a 区域	千曲市	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
	長野市	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
	須坂市	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、付表の地域
	坂城町	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域、付表の坂城町の項の1の地域
	小布施町	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
b 区域	千曲市	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、付表の地域
	長野市	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域
	須坂市	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
	坂城町	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、付表の坂城町の項の2の地域
	小布施町	第1種住居地域、準住居地域、付表の小布施町の項の1の地域
c 区域	千曲市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
	長野市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
	須坂市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、付表の地域
	坂城町	近隣商業地域、準工業地域、工業地域、付表の坂城町の項の3の地域
	小布施町	近隣商業地域、準工業地域
<p>備考1) この表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法第2章の規定により定められた用途地域をいう。また、市街化調整区域とは、同法第7条の規定により定められた市街化調整区域をいう。 2) 付表の地域とは、用途地域等の定めのない地域について、各市町村の字名で指定している地域をいう。なお、付表は省略する。</p>		

出典：「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定」(昭和50年2月27日 長野県告示第97号)

※ 千曲市、長野市及び須坂市は、市が告示している。

3 振動

振動に関する基準は、「振動規制法」に基づく規制基準及び要請限度のみであり、環境基準は定められていない。

1) 規制基準

「振動規制法」に基づく特定工場に係る振動の規制基準は表2-2-40に、特定建設作業振動に係る規制基準は表2-2-41に示すとおりである。また、本連合管内における指定区域の状況は表2-2-42に示すとおりである。なお、対象事業実施区域においては、用途地域が指定されておらず、規制の対象とならない。

表 2-2-40 特定工場に係る振動の規制基準

時間の区分 区域の類型	昼 間	夜 間
	午前 7 時～午後 7 時	午後 7 時～翌日の午前 7 時
第 1 種区域	65デシベル以下	60デシベル以下
第 2 種区域	70デシベル以下	65デシベル以下

備考 1) 規制基準は、特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。
 2) 第 1 種区域及び第 2 区域に所在する学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準値は、それぞれの基準値から 5 デシベルを減じた値とする。

出典：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和51年11月10日 環境庁告示第90号）
 「振動規制法に基づく規制地域の指定」（昭和52年12月26日 長野県告示第683号）

表 2-2-41 特定建設作業振動に係る規制基準

種 類	項 目	基準値	夜間作業禁止 時間(夜間)	最大 作業時間	最大 連続作業日	作業 禁止日
くい打機、くい抜機又はくい打 くい抜機を使用する作業 鋼球を使用して建築物その他 の工作物を破壊する作業 舗装版破砕機を使用する作業 ブレーカーを使用する作業		75 デシベル	1号区域 午後 7 時～ 翌日の午前 7 時 2号区域 午後 10時～ 翌日の 午前 6 時	1号区域 1日最大 10時間 2号区域 1日最大 14時間	6日	日曜日 及び休日

備考 1) 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線における許容限度をいう。
 2) 1号区域及び2号区域とは、それぞれ次のとおりである。
 1号区域：ア 第1種区域及び第2種区域
 イ 第2種区域のうち学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域内
 2号区域：第2種区域のうち上記以外の区域

出典：「振動規制法施行令」（昭和51年10月22日 政令第280号）
 「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日 総理府令第58号）
 「振動規制法に基づく規制地域の指定」（昭和52年12月26日 長野県告示第683号）

表 2-2-42 振動規制地域等の指定

区域の類型	市町名	用途地域の区分
第1種区域	千曲市	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域、準工業地域の一部、付表の地域
	長野市	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域、市街化調整区域
	須坂市	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域、付表の地域
	小布施町	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、準住居区域、付表の小布施町の項の1の地域
第2種区域	千曲市	近隣商業地域、商業地域 準工業地域（第1種区域に含まれる地域を除く。）、工業地域
	長野市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
	須坂市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、付表の地域
	小布施町	近隣商業地域、準工業地域
<p>備考1) この表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法第2章の規定により定められた用途地域をいう。また、市街化調整区域とは、同法第7条の規定により定められた市街化調整区域をいう。</p> <p>2) 付表の地域とは、用途地域等の定めのない地域について、各市町村の字名で指定している地域をいう。なお、付表は省略する。</p>		

出典：「振動規制法に基づく規制地域の指定」（昭和52年12月26日 長野県告示第683号）

※ 千曲市、長野市及び須坂市は、市が告示している。

2) 要請限度

「振動規制法」に基づく要請限度とは、道路交通振動により周囲の生活環境が著しく損なわれると認められるときに、道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のため舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るよう要請することができる限度である。

要請限度は、表2-2-43に示すとおりである。

表 2-2-43 道路交通振動に係る要請限度

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	午前7時～午後7時	午後7時～翌日の午前7時
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル

備考1) 第1種区域及び第2種区域とは、表2-2-42の規制地域の区分をいう。
2) 第2種区域のうち、学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域内。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日 総理府令第58号）

「振動規制法に基づく規制地域の指定」（昭和52年12月26日 長野県告示第683号）

4 悪臭

1) 敷地境界における規制基準

「悪臭防止法」に基づく敷地の境界の地表における規制基準は表2-2-44に、地域の指定は表2-2-45に示すとおりである。なお、対象事業実施区域においては、用途地域が指定されておらず、規制の対象とならない。

表 2-2-44 敷地境界における規制基準

単位：ppm

特定悪臭物質	第1地域	第2地域
アンモニア	2	5
メチルメルカプタン	0.004	0.01
硫化水素	0.06	0.2
硫化メチル	0.05	0.2
トリメチルアミン	0.02	0.07
二硫化メチル	0.03	0.1
アセトアルデヒド	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4
酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	10	30
キシレン	1	2
スチレン	0.8	2
プロピオン酸	0.07	0.2
ノルマル酪酸	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	0.002	0.004
イソ吉草酸	0.004	0.01
備考) 表中の第1地域及び第2地域とは、表2-2-45の規制地域の区分をいう。		

出典：「悪臭防止法」（昭和46年6月1日法律第91号）

「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準を指定」

(昭和50年3月10日 長野県告示第114号)

表 2-2-45 悪臭規制地域等の指定

区域の種類	市町名	用途地域の区分
第1地域	千曲市	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域
	長野市	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域
	須坂市	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域 商業地域、準工業地域
	坂城町	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域、近隣商業地域、準工業地域、 付表の坂城町の項の1の地域
第2地域	千曲市	工業地域
	長野市	工業地域
	須坂市	工業地域、付表の地域
	坂城町	工業地域、付表の坂城町の項の2の地域
備考1) この表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法第2章の規定により定められた用途地域をいう。また、市街化調整区域とは、同法第7条の規定により定められた市街化調整区域をいう。 2) 付表の地域とは、用途地域等の定めのない地域について、各市町村の字名で指定している地域をいう。なお、付表は省略する。		

出典：「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準を指定」（昭和50年3月10日 長野県告示第114号）
※ 千曲市、長野市及び須坂市は、市が告示している。

2) 気体排出口における規制基準

煙突そのほかの気体排出口における規制は次に示すとおりである。

(1) 規制基準となる流量の算出

特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに次の式により算出した値とする。

$$q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

この式において、 q 、 He 及び Cm は、それぞれ次の値を表すものとする。

q ：流量(単位は、絶対零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時)

He ：補正された排出口の高さ(単位メートル)

Cm ：表2-2-44に示した特定悪臭物質ごとの値(単位ppm)

補正された排出口の高さが5メートル未満となる場合については、この式は適用しないものとする。

- 排出口の高さの補正
次の算式により行うものとする。

$$He = Ho + 0.65(Hm + Ht)$$

$$Hm = \frac{0.795\sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} (1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}) + 1$$

これらの式において、He、Ho、Q、V、及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。

He：補正された排出口の高さ（単位 メートル）

Ho：排出口の実高さ（単位 メートル）

Q：温度15度における排出ガスの流量（単位 立法メートル毎秒）

V：排出ガスの排出速度（単位 メートル毎秒）

T：排出ガスの温度（単位 絶対温度）

3) 排水における規制基準

排水に含まれる特定悪臭物質の敷地外における規制基準は表2-2-46に示すとおりである。
なお、対象事業実施区域においては、用途地域が指定されておらず、規制の対象とならない。

表 2-2-46 排水における規制基準

地域の区分	特定悪臭物質	排水量の区分 (m ³ /秒)		
		0.001 以下	0.001 超 0.1 以下	0.1 超
第1地域	メチルメルカプタン	0.06mg/L	0.01mg/L	0.003mg/L
	硫化水素	0.3mg/L	0.07mg/L	0.02mg/L
	硫化メチル	2mg/L	0.3mg/L	0.07mg/L
	二硫化メチル	2mg/L	0.4mg/L	0.09mg/L
第2地域	メチルメルカプタン	0.2mg/L	0.03mg/L	0.007mg/L
	硫化水素	1mg/L	0.2mg/L	0.05mg/L
	硫化メチル	6mg/L	1mg/L	0.3mg/L
	二硫化メチル	6mg/L	1mg/L	0.3mg/L
備考 1) 第1地域及び第2地域とは、表2-2-45の規制地域の区分をいう。 2) 特定悪臭物質の測定は、昭和47年5月30日環境庁告示第9号に定める方法によることとする。				

出典：「悪臭防止法」（昭和46年6月1日法律第91号）

「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準を指定」（昭和50年3月10日 長野県告示第114号）

5 水質

1) 環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、公共用水域の水質について達成し、維持することが望ましい基準として「環境基本法」で定められており、『人の健康の保護』に関する環境基準（健康項目）と『生活環境の保全』に関する環境基準（生活環境項目）の二つからなっている。

『人の健康の保護』については、全国一律の基準により全公共用水域において直ちに達成されるべきものであり、『生活環境の保全』については、河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型を設け基準値を定めている。各環境基準は表2-2-47(1)～(3)に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域近傍の千曲川（上田市大屋橋から新潟県境まで）は、A類型に指定されている。

同様に地下水についても、「環境基本法」に基づき、地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められており、表2-2-48に示すとおりである。

また、「ダイオキシン類特別措置法」に基づくダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）に係る環境基準は、表2-2-49に示すとおりである。

表 2-2-47(1) 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
P C B	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		
備考1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2) 「検出されないこと。」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。			

出典：「水質汚濁に係る環境基準について（別表1）」（昭和46年12月28日 環境庁告示59号）

表 2-2-47(2) 生活環境の保全に関する環境基準(1) (生活環境項目)

項目 類型	利用目的の 適応性	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、 自然環境保全及び A以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級、 水産1級、水浴及び B以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級、 水産2級及び C以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級、 工業用水1級及び D以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級、 農業用水及び Eの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級、 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められない こと。	2mg/L以上	—

備考 1) 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)
 2) 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)
 3) 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であつて、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)
 4) 最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)
 試料10mL、1mL、0.1mL、0.01mL……のように連続した4段階(試料量が0.1mL以下の場合は1mLに希釈して用いる。)を5本ずつBGLB 醗酵管に移殖し、35~37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100ml中の最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

注) 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級 : 特殊の浄水操作を行うもの

環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

出典 : 「水質汚濁に係る環境基準について(別表2)」(昭和46年12月28日 環境庁告示59号)

表 2-2-47(3) 生活環境の保全に関する環境基準(2) (生活環境項目)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物 特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物 特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考:基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)

出典:「水質汚濁に係る環境基準について(別表2)」(昭和46年12月28日 環境庁告示59号)

表 2-2-48 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
P C B	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2) 「検出されないこと。」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
 4) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典:「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日 環境庁告示第10号)

表 2-2-49 ダイオキシン類(水質・底質)に係る環境基準

媒体	基準値
水質(水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下

備考1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。
 2) 水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。

出典:「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」
 (平成11年12月27日 環境庁告示第68号)

2) 排水基準

水質環境を保全するためには、公共用水域に放流している工場、事業場からの排水を規制する必要があることから、全ての公共用水域に適用される排水基準として、「水質汚濁防止法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」で排水基準が定められている。

さらに、一律の排水基準では、水質汚濁の防止が不十分であると認められる水域については、「長野県公害の防止に関する条例」により上乘せ排水基準が定められている。

また、公共下水道に排除する場合には、「下水道法」に基づく排除基準等が定められている。

(1) 一律排水基準

「水質汚濁防止法」に基づく排水基準には、環境基準と同様に『人の健康の保護に係る項目（有害物質に係る排水基準）』と『生活環境の保全に係る項目（生活環境項目に係る排水基準）』とがあり、表2-2-50(1), (2)に示すとおりである。

また、「ダイオキシン類特別措置法」に基づく、廃棄物焼却炉に係る排水基準は、表2-2-51に示すとおりである。

表 2-2-50(1) 有害物質に係る排水基準

項目	許容限度	項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
シアン化合物	1mg/L	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1mg/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
		1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L	チウラム	0.06mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L	シマジン	0.03mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L	チオベンカルブ	0.2mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L	ベンゼン	0.1mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	セレン及びその化合物	0.1mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	ほう素及びその化合物	10mg/L
トリクロロエチレン	0.3mg/L	ふっ素及びその化合物	8mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L（アンモニア性窒素に、0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）
ジクロロメタン	0.2mg/L		
四塩化炭素	0.02mg/L		
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L		
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	1,4-ジオキサン	0.5mg/L
備考 1) 「検出されないこと。」とは、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。			
2) 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際、現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。			

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日 総理府令第35号）

表 2-2-50(2) 生活環境項目に係る排水基準

項目名	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	5.8 以上 8.6 以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質 (SS)	200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120mg/L (日間平均 60mg/L)
燐含有量	16mg/L (日間平均 8mg/L)
備考 1) 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。	
2) この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m ³ 以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。	
3) 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を採掘する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。	
4) 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際、現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。	
5) 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。	
6) 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。	
7) 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。	

出典：「排水基準を定める省令」(昭和46年6月21日 総理府令第35号)

表 2-2-51 廃棄物焼却炉に係るダイオキシン類の水質排水基準

項目	基準値
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L

出典：「ダイオキシン類対策特別措置法施行令」(平成11年12月27日 政令第443号)

(2) 上乗せ排水基準

県の区域に属する公共用水域については、「長野県公害の防止に関する条例」に基づき、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる施設に係る特定事業場において上乗せ排水基準が定められている。廃棄物処理施設（焼却炉）に係る上乗せ基準は表2-2-52(1), (2)に示すとおりである。

表 2-2-52(1) 有害物質に係る上乗せ排水基準

区 分	項 目	許容限度
水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を有する工場または事業場	カドミウム及びその化合物	0.05mg/L
	シアン化合物	0.5mg/L
	六価クロム化合物	0.3mg/L
	水銀及びアルキル水銀、その他水銀化合物	0.003mg/L
備考1) この表に掲げる上乗せ排水基準は、昭和54年10月31日において既に設置され、又は設置の工事が行われている1日当たりの平均的な排出水の量が500立方メートル未満の工場又は事業場に係る排出水については適用しない。		
備考2) この表に掲げる上乗せ排水基準は、一の施設が特定施設となつた際現に当該施設が設置され、又は設置の工事が行われている1日当たりの平均的な排出水の量が500立方メートル未満の工場又は事業場に係る排出水については適用しない。ただし、当該施設が水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設となつた際既に当該工場又は事業場についてこの表に掲げる上乗せ排水基準が適用されている場合は、この限りでない。		

出典：「長野県公害の防止に関する条例」（昭和48年3月30日 長野県条例第11号）

表 2-2-52(2) BOD(COD)及び浮遊物質量に係る上乗せ排水基準

単位：mg/L

排水量	項目及び許容限度			
	BOD (COD)		浮遊物質量 (SS)	
	最大	日間平均	最大	日間平均
10m ³ 以上 50m ³ 未満	60	40	90	60
50m ³ 以上	30	20	50	30
備考1) BOD（生物化学的酸素要求量）に係る上乗せ排水基準は湖沼以外の公共用水域に排出される排出水について、COD（化学的酸素要求量）に係る上乗せ排水基準は湖沼に排出される排出水について適用する。				
備考2) 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。				

出典：「長野県公害の防止に関する条例」（昭和48年3月30日 長野県条例第11号）

(3) 下水道排除基準

「下水道法」に基づく排除基準は表2-2-53に、「千曲市下水道条例」に基づく排除基準は表2-2-54に示すとおりである。

「下水道法」に基づく排除基準については、長野県公害の防止に関する条例第16条に規定する上乗せ排水基準が適用される。

なお、計画施設からの排水は、下水道へ排除する計画である。

表 2-2-53 下水道法に基づく下水道排除基準

項目	許容限度	項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下
シアン化合物	0.5mg/L 以下 ^{注1)}	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下
有機リン化合物 ^{注2)}	1mg/L 以下	チウラム	0.06mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下	シマジン	0.03mg/L 以下
六価クロム化合物	0.3mg/L 以下 ^{注1)}	チオベンカルブ	0.2mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下	ベンゼン	0.1mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.003mg/L 以下 ^{注1)}	セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	ほう素及びその化合物	10mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下	ふっ素及びその化合物	8mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.3mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下	フェノール類	5mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下	銅及びその化合物	3mg/L 以下
四塩化炭素	0.02mg/L 以下	亜鉛及びその化合物	2mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下	鉄及びその化合物（溶解性）	10mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下	マンガン及びその化合物 （溶解性）	10mg/L 以下
シス 1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下	クロム及びその化合物	2mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下	ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下

備考 1) この表の数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。
 2) ダイオキシン類の数値は、ダイオキシン類の量をその毒性に応じて国土交通省令・環境省令で定めるところにより 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算した数値とする。
 注 1) 長野県公害の防止に関する条例で定められた基準（水質汚濁防止法上乘せ排水基準）。
 注 2) 有機リンとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトンおよび EPN をいう。

出典：「下水道法施行令 第9条の4 特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準」

(昭和34年4月22日 政令第147号)

「長野県公害の防止に関する条例」（昭和48年3月30日 長野県条例第11号）

表 2-2-54 千曲市下水道条例に基づく排除基準

項目	許容限度
温度	45℃未満
よう素消費量	220mg/L 未満
水素イオン濃度 (pH)	5 を超え 9 未満
生物化学的酸素要求量 (BOD)	600mg/L 未満
浮遊物質 (SS)	600mg/L 未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L 以下
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素含有量	380mg/L 未満
窒素含有量	240mg/L 未満
リン含有量	32mg/L 未満

出典：「千曲市下水道条例」（平成15年9月1日 千曲市条例第198号）

6 土壌

土壌の汚染に係る環境基準は、『人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準』として「環境基本法」に基づき定められており、表2-2-55に示すとおりである。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準は、表2-2-56に示すとおりである。

表 2-2-55 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。	四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
		1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
		1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。	シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
有機燐	検液中に検出されないこと。	1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。	トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。	テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
		1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
		チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。	シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
P C B	検液中に検出されないこと。	ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。	セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
		ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。	ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
備考 1) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。			
2) カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、現状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。			
3) 「検液中に検出されないこと。」とは、定められた方法により測定した場合において、その測定結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。			
4) 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。			

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日 環境庁告示第46号）

表 2-2-56 ダイオキシン類（土壌）に係る環境基準

媒体	基準値
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考 1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	
2) 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。	

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日 環境庁告示第68号）

2.2.8 地域の環境に係る方針等の状況

1 土地利用基本計画

対象事業実施区域及びその周囲における、「長野県土地利用基本計画」に基づく5地域の指定状況は、次のとおりである。

1) 都市地域

対象事業実施区域及びその周囲における都市地域は、図2-2-13に示すとおりである。
対象事業実施区域は、都市地域に区分されている。

2) 農業地域

対象事業実施区域及びその周囲における農業地域は、図2-2-14に示すとおりである。
対象事業実施区域は、農業地域に区分されている。

3) 森林地域

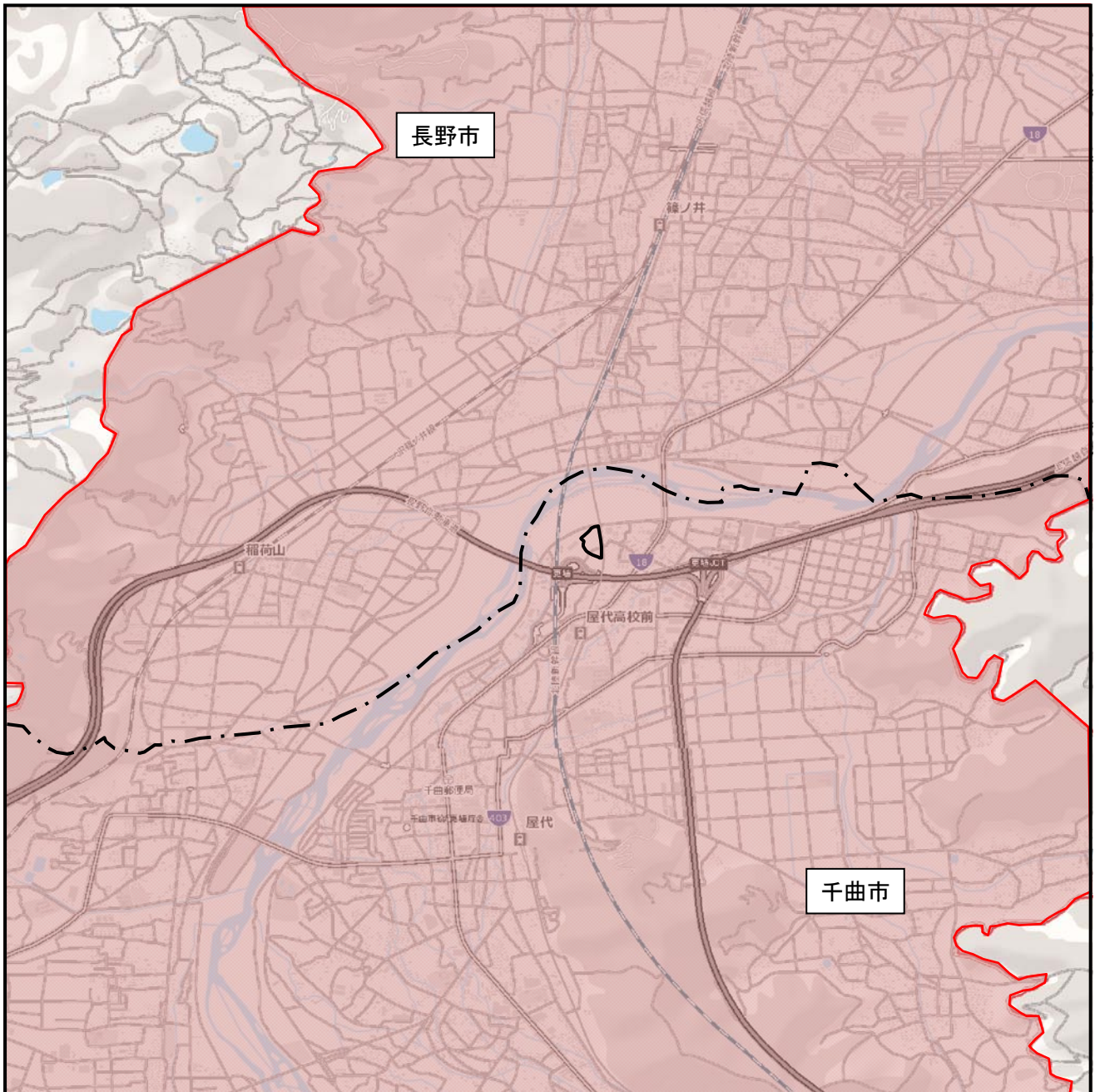
対象事業実施区域及びその周囲における森林地域は、図2-2-15に示すとおりである。
対象事業実施区域は、森林地域に含まれていない。

4) 自然公園地域

対象事業実施区域及びその周囲において、自然公園地域に指定されている場所はない。
なお、最寄の自然公園地域は、南西方向約8kmに位置する聖山高原県立公園である。

5) 自然保全地域

対象事業実施区域及びその周囲において、自然保全地域に指定されている場所はない。



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市境
- 都市地域

出典：「土地利用調整総合支援ネットワークシステム」（国土交通省ホームページ）

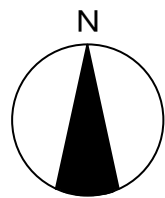
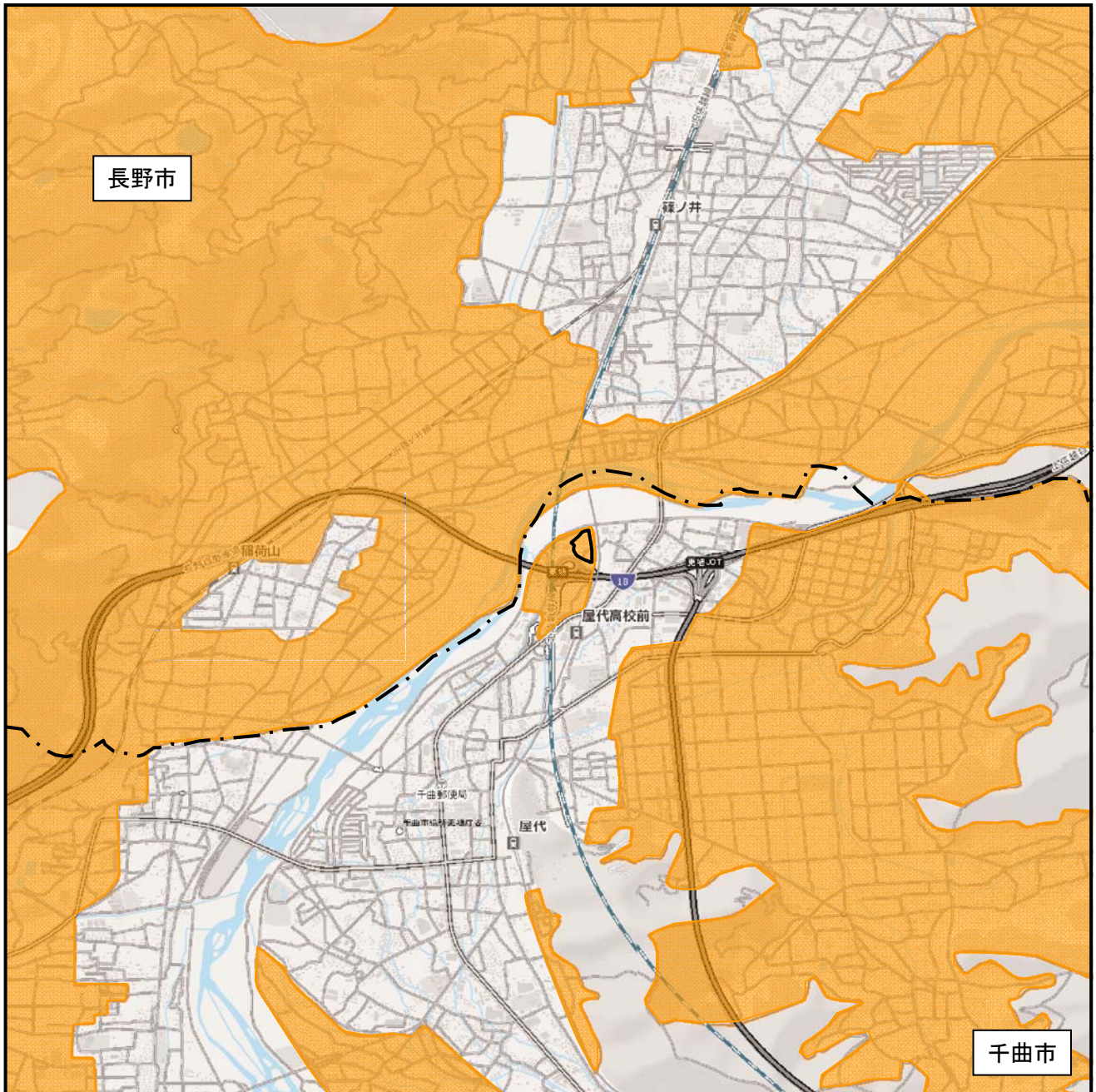



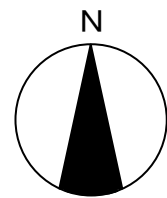


図 2-2-13 対象事業実施区域周辺の都市地域



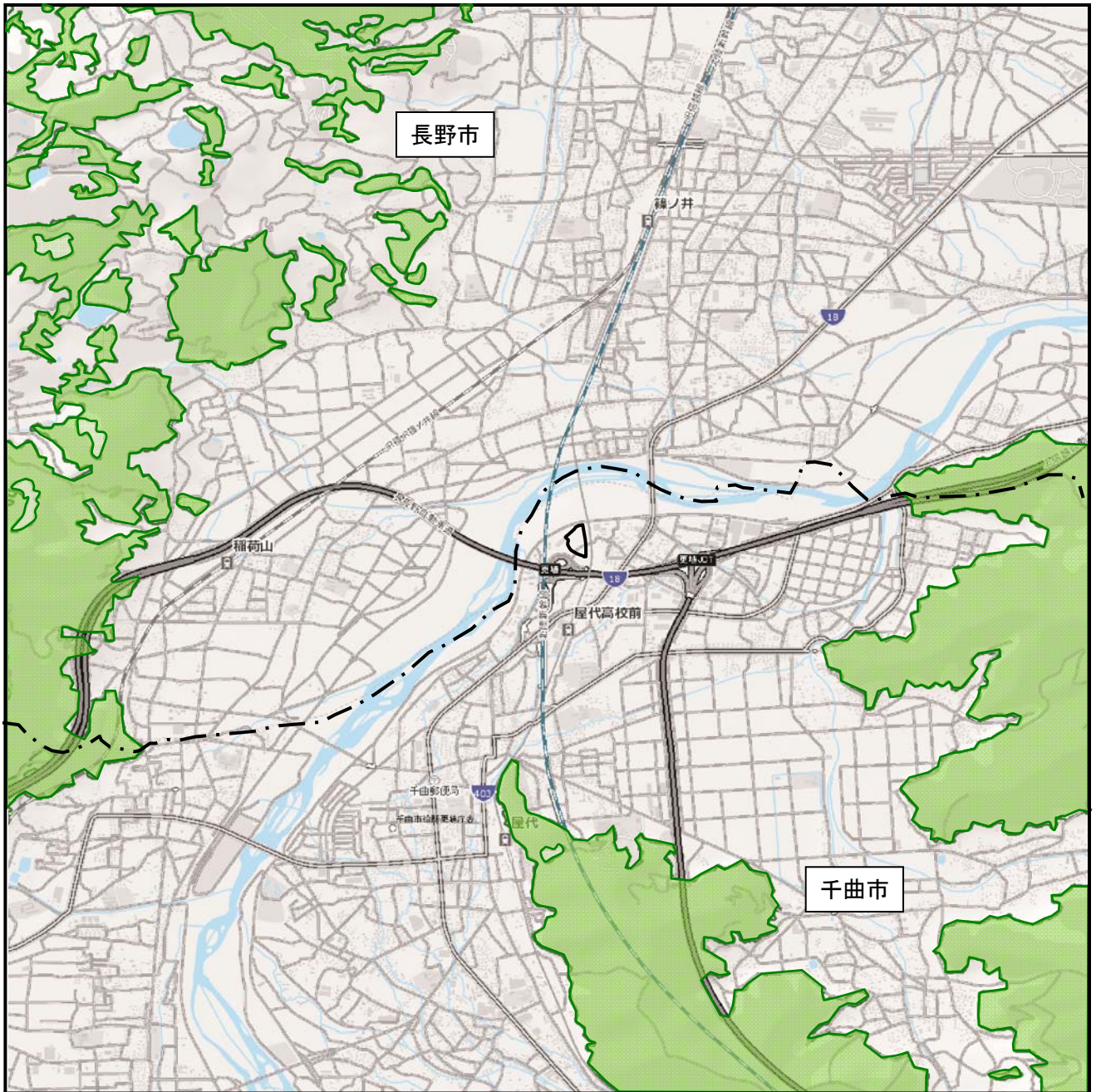
凡 例

-  対象事業実施区域
-  市境
-  農業地域



出典：「土地利用調整総合支援ネットワークシステム」（国土交通省ホームページ）

図 2-2-14 対象事業実施区域周辺の農業地域



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市境
- 森林地域

出典：「土地利用調整総合支援ネットワークシステム」（国土交通省ホームページ）

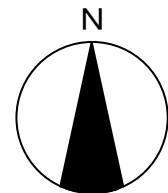


図 2-2-15 対象事業実施区域周辺の森林地域

2 ごみ処理に関する主な施策等

長野県、本連合及び関係市町村の「総合計画」、「環境基本計画」及び「ごみ処理基本計画」等におけるごみ処理に関する主な施策は、表2-2-57(1)～(5)に示すとおりである。

表 2-2-57(1) 県・広域連合・各市町村の計画

自治体名	計画名 (計画期間)	ごみ処理に関する主な施策
長野県	長野県 廃棄物処理計画 (H23～27)	<ul style="list-style-type: none"> ◎基本目標 『もったいない』を大切にして、信州が誇るライフスタイルを！ ◎重点施策 <ul style="list-style-type: none"> ○徹底的に廃棄物の排出を抑制する 不要なレジ袋はもらわない、食べきれない料理は注文しない・作り過ぎない、不要物の分別を徹底する等、身近なところからできることを、自主的に各自が行うことを推進する。 ○環境に配慮した循環的利用を推進する 廃棄物等の発生を防止・抑制すること、再利用やリサイクルする場合もその手段も含めて検討すること、どうしても3Rが出来ない場合には適正に処理することを踏まえて施策を展開する。 ○適正処理を推進し、不適正処理の早期解決に努める 様々な主体に対する啓発活動を幅広く実施するとともに、廃棄物処理法、廃棄物条例等の規定に基づく厳正・厳格な対応を図り、不適正処理を未然に防止し早期解決に努める。 ◎一般廃棄物の数値目標（H20年度実績を基準とするH27年度目標） <ul style="list-style-type: none"> ・総排出量 722千t→620千t ・リサイクル量（リサイクル率） 177千t（24.6%）→186千t（30.0%） ・最終処分量（最終処分率） 73千t（10.0%）→56千t（9.0%）
	長野県 環境基本計画 (H25～29)	<ul style="list-style-type: none"> ◎基本テーマ 参加と連携で築く豊かな環境・持続可能な信州 <ul style="list-style-type: none"> ○参加と連携による環境保全 ○地球温暖化対策・環境エネルギー政策の推進（持続可能で低炭素な環境エネルギー地域社会の構築） <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー需要の県民の手によるマネジメント ・再生可能エネルギーの利用と供給の拡大 ・総合的な地球温暖化対策の推進 ○循環型社会の形成（「もったいない」を大切にして、信州が誇るライフスタイルを） <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の発生抑制・再資源化の推進 ・廃棄物の適正処理の推進 ○水・大気環境の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・水資源の保全と適正な利活用 ・安心安全な水の保全 ・快適な水環境の保全 ・大気環境等の保全 ・化学物質対策 ・放射能対策 ○自然環境の保全（未来へつなごう生命（いのち）のにぎわい） <ul style="list-style-type: none"> ・多様な自然環境の保全 ・自然と豊かなふれあいの確保 ・森林や農山村の多面的機能の発揮
長野広域連合	長野広域連合 広域計画 (H23～27)	<ul style="list-style-type: none"> ◎ごみの有料化や分別による資源化の取組により、前計画で設定した減量目標を達成したことから、今後も関係市町村の実情に合わせた取組により減少傾向を維持できるよう努める。また、施設の建設や維持管理にかかる経費の負担については、ごみ量割も考慮した負担割合を導入し、関係市町村の更なる減量の促進を図る。 ◎長野地域に新たに設置する焼却施設と最終処分場については、基本方針に沿った施設を広域連合が建設し運営する。
長野市	第四次長野市 総合計画 (H19～28)	<ul style="list-style-type: none"> ◎省資源・資源循環の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量と再資源化の促進 ・ごみ収集体制の充実 ◎生活環境の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・適正な廃棄物処理の推進

出典：「ごみ処理広域化基本計画」（平成23年2月 長野広域連合）

長野広域連合資料

表 2-2-57(2) 県・広域連合・各市町村の計画

自治体名	計画名 (計画期間)	ごみ処理に関する主な施策																																				
長野市	長野市 環境基本計画 (H24～28)	<p>◎基本目標① 循環型社会の構築 3Rの推進やごみ処理体制を充実し、良好な資源循環を確保することにより、廃棄物の発生を抑制し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築します。</p> <p>◎基本目標② 良好な生活環境の確保 産業型公害や生活型公害を防止し、清らかな空気や水、清潔なまちなみなどを実現することにより、良好な生活環境を確保します。</p> <p>◎基本目標③ 質の高い自然環境の確保 生物の多様性の確保や希少野生生物の保護、外来生物への対応等を進めるとともに、森林や農地などを健全に保全し、質の高い自然環境を確保します。</p> <p>◎基本目標④ 豊かで快適な環境の創造 歴史的・文化的環境の保全、良好な景観の形成、身近な緑や河川の整備などを通じて、水と緑と歴史をいかした、潤いとやすらぎを感じられる豊かで快適な環境を創造します。</p> <p>◎基本目標⑤ 低炭素社会の構築 省エネルギーの推進や、地域の特性に見合った再生可能エネルギーの導入など、エネルギーの適正利用を推進するとともに、エネルギー効率の高い都市基盤が整備された低炭素社会の構築を目指します。</p> <p>◎基本目標⑥ 市民・事業者・行政の連携強化と人づくりの推進 市民・事業者・行政がそれぞれの責務と役割を果たすために、主体間の連携を強化するとともに、子どもから大人まで、「地球環境を思いやる人づくり」を推進します。</p>																																				
	長野市 一般廃棄物 処理基本計画 (H23～28)	<p>◎基本理念 ・持続可能な循環型環境都市“ながの”の創造</p> <p>◎基本方針 ・市民・事業者・市の協働による取組の推進 <発生抑制> ・分別の徹底と再資源化の促進 <再使用・再生利用> ・環境負荷に配慮した適正な廃棄物処理の推進 <適正処分> ・計画実現に向けた体制・仕組みづくり</p> <p>◎成果指標</p> <table border="1" data-bbox="411 1137 1439 1630"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>項目</th> <th>説明</th> <th>基準年度 (H20)</th> <th>目標値 (H28)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">成果指標</td> <td rowspan="4">数値目標</td> <td>1 ごみの総排出量</td> <td>家庭系ごみ排出量+事業系ごみ排出量+集団回収量</td> <td>144,822 t</td> <td>129,140 t</td> </tr> <tr> <td>2 市民一人一日当たりの家庭系ごみ排出量</td> <td>家庭系ごみ排出量(集団回収を除く)/計画収集人口</td> <td>609g/人・日</td> <td>548g/人・日</td> </tr> <tr> <td>3 事業系ごみ排出量</td> <td>事業所から排出されるごみの総量</td> <td>43,583 t</td> <td>39,200 t</td> </tr> <tr> <td>4 リサイクル率</td> <td>(資源化量+集団回収量)/ごみ総排出量</td> <td>24.10%</td> <td>29.90%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">成果指標</td> <td rowspan="3">成果目標</td> <td>5 家庭系可燃ごみに占める生ごみの割合</td> <td>家庭から排出される可燃ごみに含まれる生ごみの割合(重量比)(注1・2)</td> <td>58.80%</td> <td>50.00%</td> </tr> <tr> <td>6 家庭系可燃ごみ中の資源物の混入率</td> <td>家庭から排出される可燃ごみに含まれる再資源化可能な資源物の割合(重量比)(注2)</td> <td>20.50%</td> <td>17.40%</td> </tr> <tr> <td>7 ながのエコ・サークル認定件数</td> <td>ながのエコ・サークルの累積認定件数</td> <td>216件</td> <td>262件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 家庭系可燃ごみに占める生ごみの割合は、家庭系可燃ごみ中、資源物及び不燃ごみを除いた内容物に占める生ごみの割合。 2 成果目標5及び6の基準年度の数値は、平成17年度から平成22年度までの6カ年の平均値。</p>	区分	項目	説明	基準年度 (H20)	目標値 (H28)	成果指標	数値目標	1 ごみの総排出量	家庭系ごみ排出量+事業系ごみ排出量+集団回収量	144,822 t	129,140 t	2 市民一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	家庭系ごみ排出量(集団回収を除く)/計画収集人口	609g/人・日	548g/人・日	3 事業系ごみ排出量	事業所から排出されるごみの総量	43,583 t	39,200 t	4 リサイクル率	(資源化量+集団回収量)/ごみ総排出量	24.10%	29.90%	成果指標	成果目標	5 家庭系可燃ごみに占める生ごみの割合	家庭から排出される可燃ごみに含まれる生ごみの割合(重量比)(注1・2)	58.80%	50.00%	6 家庭系可燃ごみ中の資源物の混入率	家庭から排出される可燃ごみに含まれる再資源化可能な資源物の割合(重量比)(注2)	20.50%	17.40%	7 ながのエコ・サークル認定件数	ながのエコ・サークルの累積認定件数	216件
区分	項目	説明	基準年度 (H20)	目標値 (H28)																																		
成果指標	数値目標	1 ごみの総排出量	家庭系ごみ排出量+事業系ごみ排出量+集団回収量	144,822 t	129,140 t																																	
		2 市民一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	家庭系ごみ排出量(集団回収を除く)/計画収集人口	609g/人・日	548g/人・日																																	
		3 事業系ごみ排出量	事業所から排出されるごみの総量	43,583 t	39,200 t																																	
		4 リサイクル率	(資源化量+集団回収量)/ごみ総排出量	24.10%	29.90%																																	
成果指標	成果目標	5 家庭系可燃ごみに占める生ごみの割合	家庭から排出される可燃ごみに含まれる生ごみの割合(重量比)(注1・2)	58.80%	50.00%																																	
		6 家庭系可燃ごみ中の資源物の混入率	家庭から排出される可燃ごみに含まれる再資源化可能な資源物の割合(重量比)(注2)	20.50%	17.40%																																	
		7 ながのエコ・サークル認定件数	ながのエコ・サークルの累積認定件数	216件	262件																																	
須坂市	第五次須坂市 総合計画 前期基本計画 (H23～27)	<p>◎循環型社会の形成</p> <p>○市民のみなさん・事業者・団体・行政が一体となって日ごろから5Rの推進に取り組むことにより、大切な資源が守られ、環境への負荷が少ないまちを目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみ有料制の継続、効果などの検証 ・ごみ処理広域化の推進 ・清掃センターなど処理施設の適正な維持管理 ・不燃ごみ処理方法の明確化 ・資源物の回収拠点充実 ・堆肥化の推進、資源化方策の検討 ・不法投棄対策の継続 																																				

出典：「ごみ処理広域化基本計画」(平成23年2月 長野広域連合)
長野広域連合資料

表 2-2-57(3) 県・広域連合・各市町村の計画

自治体名	計画名 (計画期間)	ごみ処理に関する主な施策
須坂市	須坂市 環境基本計画 (H23～32)	<p>◎ごみを減らし資源を大切にしよう</p> <p>一般廃棄物 ①5Rの推進 ②生ごみの減量 ③廃棄物処理基本計画の見直し ④事業系ごみの分別徹底 ⑤ごみ(一般廃棄物)処理広域化の推進</p> <p>産業廃棄物 ①産業廃棄物適正処理の推進</p> <p>不法投棄 ①不法投棄の根絶</p>
	須坂市 一般廃棄物処理 基本計画 (H23～32)	<p>◎基本理念 “ごみを減らし資源を大切にしよう”との理念のもと、「もったいない」精神を取り戻し、資源循環型社会の構築をめざす。</p> <p>◎施策の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「もったいない」の精神を大切にし、使い終わったものはできる限り再利用または再資源化を図り、ごみの減量と資源の保全に努める。 ・ごみの減量を行ってなお排出されるごみは適正な方法で処理し、中間処理施設での再資源化をできるだけ行い、最終処分量の減量を図る。 ・清潔で美しいまちづくりを進め、不法投棄やポイ捨てをさせない環境づくりに努める。 ・市民・事業者・市がお互いに支援、協力、連携し、それぞれの役割と責任を自覚し、循環型社会の実現に努める。 <p>◎減量化・資源化の目標値(基準年度 H21 年度、目標年度 H27 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総排出量 → 11%削減 ・1人当りの可燃ごみ排出量 209kg/人 → 185kg/人 ・1人当りの不燃ごみ排出量 11kg/人 → 9kg/人 ・事業系ごみ排出量 4,025t/年 → 3,625t/年 ・リサイクル率 28.1% → 30% ・最終処分量 1,649t/年 → 1,320t/年
千曲市	千曲市 まちづくり計画 (H15～25) 延長により H30まで	<p>◎ごみ処理とリサイクルの推進</p> <p>○ごみの分別収集の一元化を進め、ごみの収集・処理体制を確立し、住民と行政の協調の下で、資源ごみの回収やリサイクル等によるごみ処理量の削減、生ごみの堆肥化などに取り組む。これらの取り組みを通じ、暮らしに身近なところから循環型社会を構築し、他の地域にはない先進的な環境都市の実現を目指す。</p>
	千曲市 環境基本計画 (H18～27)	<p>◎「もったいない」を大切にすくらし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使い捨てではない地球にやさしい製品を選ぶ ・「ずく」を出してごみを出さない ・不法投棄、ポイ捨てをしない
	千曲市 総合計画 (H19～28)	<p>◎「もったいない」の心を大切にす循環型社会をつくる</p> <p>○包装などの簡素化(リデュース)、使用済み商品の再使用(リユース)及び再生利用(リサイクル)の促進などの3R(スリーアール)を図り、ごみの減量化(発生量・排出量の削減)をすすめる</p> <p>○ごみの分別収集の定着を図るとともに、適正処理推進のため施設整備をすすめる</p> <p>○不法投棄をさせない環境づくり対策をすすめる</p> <p>○災害時におけるごみ処理対策を確立する</p>

出典：「ごみ処理広域化基本計画」(平成23年2月 長野広域連合)
長野広域連合資料

表 2-2-57(4) 県・広域連合・各市町村の計画

自治体名	計画名 (計画期間)	ごみ処理に関する主な施策
千曲市	千曲市 一般廃棄物処理 基本計画 (H17～31)	<ul style="list-style-type: none"> ◎基本理念 <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な循環型の都市 千曲市 ◎基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ発生量・排出量の削減 ・使用済み物品の再使用及び再生利用の促進 ・廃棄物の適正処理 ・不法投棄の防止 ・災害時における対策の確立 ・市民・事業者・市の協働 ◎数値目標 <ul style="list-style-type: none"> ・減量化（家庭系ごみ） 家庭系ごみ排出原単位（集団回収量を含む）を平成 22 年度において平成 16 年度実績より 3%（1 人 1 日 20 g）削減。また、資源化されるものを除く排出原単位を国の目標に合わせて平成 12 年度実績より 20%削減。 ・減量化（事業系ごみ） 資源化されるものを除き、平成 22 年度において平成 16 年度実績より約 17%削減。本計画の目標年度である平成 31 年度には平成 16 年度実績より約 30%削減。 ・資源化 平成 22 年度以降における資源化率（生ごみを除く）を 25%以上とする。 ・最終処分量 平成 16 年度実績より平成 22 年度に 30%、平成 31 年度に 50%削減。
坂城町	坂城町第 5 次 長期総合計画 (H23～32)	<ul style="list-style-type: none"> ◎循環型社会をめざす環境衛生 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化・再利用化、資源化 ・ごみの排出方法の徹底 ・生ごみの資源化の促進
	坂城町 一般廃棄物処理 基本計画 (H23～27)	<ul style="list-style-type: none"> ◎基本理念 <ul style="list-style-type: none"> ・清潔で潤いのある生活環境の形成 ◎施策の基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会に向けた意識の高揚 ・ごみ処理 ごみの減量化・再利用化・資源化 ごみの排出方法の徹底 生ごみの資源化の促進
高山村	第 5 次高山村 総合計画 (H22～31)	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ分別意識の高揚 ・ごみの減量化と再資源化の推進 ・一般廃棄物収集所の改善整備 ・環境美化活動とごみの不法投棄の防止 ・広域的なごみ処理施設の建設促進 ・計画的なごみ処理対策
	高山村 一般廃棄物処理 基本計画 (H23～27)	<ul style="list-style-type: none"> ◎大量生産、大量消費、大量廃棄のライフスタイルを見直し物を大切にするとともに、限りある資源を有効に利用するためのリサイクル運動を実践し、全村あげてごみの減量化に努める。 ○減量化のための具体的方策等 <ul style="list-style-type: none"> ・住民の取り組み 3 R 運動の実践、生ごみの水きりの徹底と堆肥化による農地還元、集団回収への積極的な参加やフリーマーケットを活用することによる資源リサイクルを図る ・事業者の取り組み 製品・商品の梱包材を極力抑制するための工夫をするとともに回収・再生利用する体制を構築する ・村の取り組み 住民や事業者に対し、ごみ減量化への意識向上を図るための情報提供を行う。学校教育や生涯学習活動の場において、ごみの減量・リサイクル等の環境教育を行う。各家庭におけるごみ減量化目標を明確にするよう推進し、優秀な実践方法等を広報誌等で紹介する。

出典：「ごみ処理広域化基本計画」（平成23年2月 長野広域連合）
長野広域連合資料

表 2-2-57(5) 県・広域連合・各市町村の計画

自治体名	計画名 (計画期間)	ごみ処理に関する主な施策
信濃町	信濃町第5次 長期振興計画 (H22～31)	<ul style="list-style-type: none"> ◎循環型社会の実現 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量と再資源化の啓発、ごみ集積所の整備と収集体制の充実 ◎適正な廃棄物処理の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの適正処理と再資源化の推進、ごみの適正処理方法の周知徹底 ・不法投棄の防止 ◎ごみ処理施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・北部衛生施設組合の焼却施設の延命化と計画的な整備 ・長野広域連合による焼却施設及び最終処分場の建設 ・新たな不燃物最終処分場の検討 ◎し尿の処理対策の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・減少するし尿の効率的な収集・処理 ◎マイバッグの促進
	信濃町 環境基本計画 (H17～26)	<ul style="list-style-type: none"> ◎ごみを減らして適正に処理する <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化の推進 ・ごみの資源化の推進 ・ごみの適正処理の推進 ・ポイ捨て、不法投棄対策の推進 ・産業廃棄物の適正処理の指導
	信濃町 一般廃棄物処理 基本計画 (H15～25)	<ul style="list-style-type: none"> ◎ごみの排出抑制のための方策 <ul style="list-style-type: none"> ○町における方策 <ul style="list-style-type: none"> ・教育、啓発活動の充実 ・手数料の徴収 ・多量の一般廃棄物排出者に対する減量化の徹底 ・飲食容器、包装廃棄物等の排出抑制 ・庁用品、公共関与事業における再生品の使用促進 ○住民における方策 <ul style="list-style-type: none"> ・住民団体による回収の促進等 ・厨芥のコンポスト化 ・過剰包装の自粛 ・再生品の使用推進、使い捨て品の使用抑制 ○事業者における方策 <ul style="list-style-type: none"> ・発生源における排出抑制 ・過剰包装の抑制 ・流通包装廃棄物の抑制 ・使い捨て容器の使用抑制と製造・流通事業者による自主回収・資源化の推進 ・再生品の使用促進等
小川村	第5次小川村 振興計画 (H21～30)	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ広域処理の投資効果を高めるための関係市町村との連携強化 ・生ごみ処理機の普及、生ごみの堆肥化の推進、可燃ごみの減量 ・容器包装リサイクル法に基づく現在の分別収集の徹底、可燃ごみの減量、資源物のリサイクルに対する住民意識の向上 ・村独自の資源物回収・リサイクルによる、雇用創出の検討 ・ごみの不法投棄防止の啓蒙啓発活動の推進 ・ごみ処理費用に係る住民負担の随時見直し
飯綱町	第1次飯綱町 総合計画 (H19～28)	<ul style="list-style-type: none"> ◎町民及び事業所と協力し、ごみの減量、再資源化の推進を図る <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化・再資源化意識の啓発と情報提供 ・ごみの効率的な収集・運搬方法の確立と、多様なごみの適正処理 ・ごみの排出抑制を目的とした、可燃ごみ有料化についての検討
	飯綱町 環境基本計画 (H20～29)	<ul style="list-style-type: none"> ◎廃棄物の発生の抑制を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築する <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ問題に対する住民意識の高揚（地域の役員、衛生組合長との連携） ・ごみの分別の徹底による再資源化の推進 ・過剰包装の廃止、買い物袋持参、中古品を再利用するしくみの検討など、ごみの排出抑制
	飯綱町 一般廃棄物処理 基本計画 (H22～31)	<ul style="list-style-type: none"> ◎循環型社会を構築するために、ごみの排出抑制・再使用・再資源化（3R運動）を進めるとともに、廃棄物の効率的な収集運搬と適正な処理を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の発生抑制と適正処理の推進 ・廃棄物の再利用とリサイクル活動の推進

出典：「ごみ処理広域化基本計画」（平成23年2月 長野広域連合）
長野広域連合資料